検査基準の説明
1　判定は細分類の項目番号（例１−４）の付されている検査項目ごとに行う。
2　判定の表示は､適合していないものがある項目は「×」、検査の対象とならない検査項目については「ー」、それ以外は「○」を、それぞれ第２表（検査表）の「判定」欄に記入する。
3　項目、備考欄【参考】で適合していない場合は、要望事項となること。

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			立入検査の前に、事前提出書類「医療従事者充足状況調(様式(1)-1)・職員名簿(様式(1)-2～6)等」を確認しておくこと。 ・検査時の確認事項を整理しておく ・法定人員の計算式を職種毎に確認 **＊医師・歯科医師の人員が医療法に定める従事者の標準数の７0%以下であった場合（又は、検査において判明した場合）は、様式(6)による聴取を行うこと。**	
1	**医療従事者**			
1- 1	医師 患者数に対応した数の医師がいるか。	医療法第21条第1項第1号（以下｢法21.1.1」等という。） 医療法施行規則第19条第1項第1号（以下「則19.1.1」等という。）	医師の員数の標準の計算方法は次によること。 ①精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を３をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を2.5（耳鼻咽喉科、眼科又は精神科については、５）をもって除した数との和（特定数）が52までは３とし､特定数が52を超える場合には当該特定数から52を減じた数を16で除した数に３を加えた数とすること。	（計算事例） ①入院患者数　一般　90 療養　50 精神　30　とすると 結核　25 ※外来患者数　250 ※医師の標準数を算出する際の「外来患者数」については、外来患者延数から医師による包括的なリハビリテーションの指示が行われた通院リハビリ患者（ただし、実施計画の立案日等、医師による外来診察が行われた日を除く。）を除いた患者数を用いることも可能。 (90+50/3+30/3(*a)+25+250/2.5(*b)-52(*c))/16+3(*d)= (90+16.666･･･(*e)+10+25+100-52)/16+3= 189.6/16+3=14.85（人） ……（医師標準数） (*a)…大学附属病院等は30/1 (*b)…耳鼻咽喉科、眼科又は精神科は 5 (*c)…療養病床が50%を上回る病院は36 (*d)…療養病床が50%を上回る病院は 2 (*e)…端数が出る場合、小数点第２位を切り捨て小数点第１位までとする

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
		法22の2.1.1 則22の2.1.1	②特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けている場合は、入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を2.5をもって除した数との和を８で除した数 なお、医師免許取得後２年以上経過していない医師については員数に含めない。 （平5.2.15健政発第98号参照）	（計算事例） ②入院患者数　一般 550人 外来患者数 （歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科を除く。）　とすると 300人 (550＋300／2.5)÷8＝83.75(人) ……医師の標準数 ※特定機能病院全体において、医師の半数以上が平成26年改正省令による改正後の規則第22条の２第３項に規定する専門の医師であることを要件とする。 （規則第22条の２第３項関係）
		則43の2	③医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科（令第３条の２第１項第１号ハ又はニ（２）の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院であって、精神病床を有する病院については、療養病床に係る病室の入院患者の数を３をもって除した数と、療養病床に係る病室以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を 2.5（耳鼻咽喉科、眼科又は精神科については、５）をもって除した数との和（特定数）が52までは３とし、特定数が52を超える場合には当該特定数から52を減じた数を16で除した数に３を加えた数。	（則第４３条の２に該当する病院） ・（独）九州医療センター （中央保健所）

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
		則49	④療養病床の病床数の全病床数に占める割合が100分の 50を超える病院については、当分の間、上記に基づき算出された和が「36までは２」とし、算定された和が36を超える場合には当該特定数から36を減じた数を16で除した数に２を加えた数とする。	
		則50	⑤則50.1の規定により、法第7条第2項の許可を受けた病院については、許可を受けた日から起算して３年を経過するまでの間、特例的に、当該病院の医師配置標準を現行の算定式の90%相当に緩和する。ただし、医師３人という最低の員数は下回らないものとする。(則49の適用を受けた病院は、医師２人という最低の員数は下回らないものとする。)	(特例が認められる病院) ○次の要件がすべて該当する病院 ｱ.次に掲げる地域をその区域内に有する市町村又はこれに準ずる市町村の区域に所在するものであること。 ｱ)離島振興法の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域 ｲ)辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に規定する辺地 ｳ)山村振興法の規定により振興山村として指定された山村 ｴ)過疎地域自立促進特別法に規定する過疎地域 ｲ.当該病院が所在する地域における医療提供施設の整備の状況等からみて、当該地域の医療を確保する上で必要かつ不可欠であると認められるものであること。 ｳ.必要な医師を確保するための取組を行っているにもかかわらず、なお医師の確保が著しく困難な状況にあると認められること。 ※「これに準ずる市町村」とは、人口当たりの医師数が全国平均を下回っている市町村を想定。

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
1- 2	歯科医師 患者数に対応した数の歯科医師がいるか。	法21.1.1 則19.1.2.イ	歯科医師の員数の標準の計算方法は次によること。 ①歯科（矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科を含む。）専門の病院については、入院患者の数が52までは３とし、それ以上16又はその端数を増すごとに１を加え、さらに外来患者についての病院の実状に応じた必要数を加えた数とすること。	病院の実状に応じた必要数 歯科医師１人１日当たり取扱い外来患者数は概ね２０人 ※歯科の入院患者がいる場合は、最低１人の歯科医師が必要であるが、当該歯科医師が、入院患者の状況に応じ外来患者を診察することは可能。
		法21.1.1 則19.1.2.ロ	②その他の病院については、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者の数が16までは１とし、それ以上16又はその端数を増すごとに１を加え、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数とすること。	
		法22の2.1.1 則22の2.1.2	③特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けている場合は、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者の数が８又はその端数を増すごとに１以上とし、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数とすること。	

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
1- 3	薬剤師 患者数に対応した数の薬剤師がいるか。	法21.1.1 則19.2.1 福岡県病院及び診療所の人員及び施設の基準等に関する条例（以下「県条例」） 6.1.1	薬剤師の員数の標準の計算方法は次によること。 ①精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を１５０をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を７０をもって除した数と外来患者に係る取扱処方せんの数を７５をもって除した数とを加えた数（その数が１に満たないときは１とし、その数に１に満たない端数が生じたときは、その端数は１として計算する。）	*専属薬剤師免除許可（医療法第１８条ただし書きの規定）は、専属の薬剤師の設置義務を免除する趣旨であり、許可を受けている場合であっても、常勤換算後１名以上の非専属の薬剤師が勤務していることを確認すること。 （計算事例） 入院患者数　一般　90 療養　50 精神　35　とすると 結核　25 外来取扱処方箋数 100 90/70+50/150+35/150(*)+25/70+100/75=1.2+0.3+0.2+0.3+1.3=3.3≒４（人） ……（薬剤師の員数） (*)…大学附属病院等は35/70
		法22の2.1.1 則22の2.1.3	②特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けている場合は、入院患者の数が３０又はその端数を増すごとに１以上とし、調剤数８０又はその端数を増すごとに１を標準とすること。	
		則43の2	③医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科（令第３条の２第１項第１号ハ又はニ（２）の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院であって、精神病床を有する病院については、療養病床に係る病室の入院患者の数を１５０をもって除した数と、療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を７０をもって除した数と外来患者に係る取扱処方せんの数を７５をもって除した数とを加えた数（その数が１に満たないときは１とし、その数に１に満たない端数が生じたときは、その端数は１として計算する。）	

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
1－４	看護師 患者数に対応した数の看護師（准看護師を含む。）がいるか。	法21.1.1 則19.2.2 県条例6.1.2 県条例附則3.2.1 県条例附則3.1.1	看護師の員数の標準の計算方法は次によること。 ①療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を４をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を３をもって除した数とを加えた数（その数が１に満たないときは１とし、その数に１に満たない端数が生じたときは、その端数は１として計算する。）に、外来患者の数が３０又はその端数を増すごとに１を加えた数 　また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。	（計算事例） ④入院患者数　一般　90 療養　50 精神　35　　とすると 結核　25 ※外来患者数　　400 ※看護師の員数を算出する際の「外来患者数」については、外来患者延数から医師による包括的なリハビリテーションの指示が行われた通院リハビリ患者（ただし、実施計画の立案日等、医師による外来診察が行われた日を除く。）を除いた患者数を用いることも可能。 ・入院(90/3+50/4(*)+35/4+25/4)= 30+12.5+8.7+6.2=57.4≒58 ・外来(400/30)=13.3≒14 ・入院＋外来　(58+14)=７２（人） ……（看護師等標準数） （経過措置：附則第２条） (*)…療養病床を有する病院は６ (H24.3.31まで)
		附則第20条（則第43の2に規定するものを除く） 県条例附則3.3	②精神病床を有する病院については、当分の間、精神病床に係る病室の入院患者の数を５をもって除した数（その数が１に満たないときは１とし、その数に１に満たない端数を生じたときは１として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を４をもって除した数（その数が１に満たないときは１とし、その数に１に満たない端数が生じたときは１として計算する。）から減じた数を看護補助者とすることができる。	○特定介護療養型医療施設及び特定病院 平成２４年６月３０日までに療養病床に係る経過措置の適用に係る届出を行った場合　＜平成２４年４月１日から平成３０年３月３１日までの間＞（附則第５３条第１号） 療養病床に係る病室の入院患者の数を６をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を４をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を３をもって除した数とを加えた数（その数が１に満たないときは１とし、その数に１に満たない端数が生じたときは、その端数は１として計算する。）に、外来患者の数が３０又はその端数を増すごとに１を加えた数 ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
	【参考】 看護師等確保推進者	看護師等の人材確保の促進に関する法律第12条 同法施行規則第1条	看護師等の員数が定められた員数の７割に満たない場合、看護師等確保推進者を置くこととされていること ＜検査対象＞ 看護師の員数が標準人員の７割に満たない病院（７割未満となる月が３ヵ月連続している状態）	＜確認方法＞ *看護師等確保推進者 ＊ 雇用契約（具体的に）

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
		法22の2.1.1 則22の2.1.4	③特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けている場合は、入院患者（入院している新生児を含む。）の数が２又はその端数を増すごとに１と外来患者の数が３０又はその端数を増すごとに１を加えた数以上 　ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。	（計算事例） ⑤入院患者数　550人 とすると 外来患者数　300人 入院　550÷2＝275 外来　300÷30＝10 275＋10＝２８５（人） ……看護師の標準数
		則43の2	④医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は100人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科（令第３条の２第１項第１号ハ又はニ（２）の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院（特定機能病院を除く。）であって、精神病床を有する病院については、療養病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を４をもって除した数と、療養病床及び結核病床以外の病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を３をもって除した数とを加えた数（その数が１に満たないときは１とし、その数に１に満たない端数が生じたときは、その端数は１として計算する。）に、外来患者の数が３０又はその端数を増すごとに１を加えた数 　ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。	○特定介護療養型医療施設及び特定病院平成２４年６月３０日までに療養病床に係る経過措置の適用に係る届出を行った場合　＜平成２４年４月１日から平成３０年３月３１日までの間＞（附則第５３条第１号） 療養病床に係る病室の入院患者の数を６をもって除した数と、結核病床に係る病室の入院患者の数を４をもって除した数と、療養病床及び結核病床以外の病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を３をもって除した数とを加えた数（その数が１に満たないときは１とし、その数に１に満たない端数が生じたときは、その端数は１として計算する。）に、外来患者の数が３０又はその端数を増すごとに１を加えた数 　ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
1－５	看護補助者 定められた数の看護補助者がいるか。	法21.1.1 則19.2.3 県条例6.1.3 県条例附則3.1.2 県条例附則3.2.2	療養病床に係る病室の入院患者の数が４又はその端数を増すごとに１	「看護補助者」とは、医師、看護師等の指示に基づき、看護の補助として介護に当たる者を意味し、特段の資格を必要とはしない。 ○特定介護療養型医療施設及び特定病院平成２４年６月３０日までに療養病床に係る経過措置の適用に係る届出を行った場合　＜平成２４年４月１日から平成３０年３月３１日までの間＞（附則第５３条第２号） 療養病床に係る病室の入院患者の数が６又はその端数を増すごとに１
1－６	栄養士 定められた数の栄養士がいるか。 【参考】 助産師	法21.1.1 則19.2.4 県条例6.1.4 法22の2.1.1 則22の2.1.5 法21.1.1 法22の2．1 則19.2.2 則22の2.1.4 則43の2	①100床以上の病院に１ ②特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けている場合は、１以上の管理栄養士がいること。 産婦人科又は産科の患者に対する看護師（准看護師を含む。）の員数のうちの適当数を助産師とする。 ＜検査対象＞ 産婦人科又は産科を有する病院	適当数 産婦人科又は産科の入院患者がいる場合に１人以上。

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
2	**管　理**			
2- 1	医療法上の手続は適正に行われているか。	法7.1 法7.2 法22 法27 令4.1 令4の2 令4の3 則22 則24～則29	1.病院の構造設備は使用の許可を受けていること。 ＜検査対象＞ すべての病院	＜確認方法＞ **病院の最新の平面図を利用** ①事前に使用許可の書類を確認 ②院内巡視の際、使用許可を行った直近の申請書類の建物平面図で確認
			2.病院開設許可後の開設届及び届出事項に変更を生じたときにその届出がなされていること。 ＜検査対象＞ すべての病院	＜確認方法＞ ①事前に開設後の届出、開設許可事項に関する変更届出の書類を確認 ②院内巡視の際に届出内容を確認
			3.病院の開設許可を受けた後に厚生労働省令で定める事項を変更したときその許可を受けていること。 ＜検査対象＞ すべての病院	＜確認方法＞ ①事前に変更許可申請の書類を確認 ②院内巡視の際に許可内容を確認
			4.地域医療支援病院又は特定機能病院として定められた事項を有し承認を得ていること。 ＜検査対象＞ 地域医療支援病院又は特定機能病院	＜確認方法＞ ①法定施設の有無について施設表で確認 ②承認を受けた許可書を確認
			5.診療用放射線装置の設置、設置変更又は廃止の届出をしていること。 ＜検査対象＞ 診療用放射線装置を持っている病院	診療用放射線装置 エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 ＜確認方法＞ 院内巡視の際に確認

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			(1)検査当日に病院に指示する事項 ・当日の病棟・病室の患者数がわかる書類 ・前日の外来患者数がわかる書類 (2)病院報告を利用し確認すること。 (3)１～４が守られていなかった場合、理由を聴取すること。	
2- 2	患者の入院状況は定められた基準により適正に管理されているか。	則10.1.1～ 則10.1.6 則30の15.1 則30の15.2 則30の19	1.病室に定員を超えて患者を入院させていないこと。(ただし、臨時応急の場合を除く。) ＜検査対象＞ すべての病院	①院内巡視の前に検査日当日の入院患者数を確認（病室毎） ②院内巡視の際に確認 ＊許可病床数を遵守しているか。 ＊病室に定員以上の患者を収容していないか。 (許可申請時図面、ベット数、ﾅｰｽｺｰﾙ、名札等で確認)
			2.病室以外の場所に患者を入院させていないこと。(ただし、臨時応急の場合を除く。) ＜検査対象＞ すべての病院	＜確認方法＞ ＊院内巡視の際に処置室・予備室等に注意して確認 ・緊急時の対応として、救急医療（周産期救急医療及び小児救急医療を含む）に係る患者を入院させるときは、病室に定員を超えて患者を入院させること及び病室以外の場所に患者を入院させることができること。 ◇救急患者の受入れに係る定員超過入院等の取扱いについては、「救急患者の受入れに係る医療法施行規則第１０条等の取扱いについて」（平成21.7.21医政総発0721第1号・医政指発0721第1号・保医発0721第1号）を参照
			3.精神病患者又は感染症患者をそれぞれ精神病室又は感染症病室以外の場所に入院させていないこと。(ただし、臨時応急の場合（精神病患者の身体的合併症に対応するため入院させる場合を含む）を除く。) ＜検査対象＞ 精神病床又は感染症病床を有する病院	＜確認方法＞ ①院内巡視の際に確認 ②精神病患者・感染症患者をそれぞれの病室以外に収容していないこと。 ③合併症患者の治療の確認（説明聴取）
			4.病毒感染の危険のある患者からの感染を防止するために適当な措置をとっていること。	4.適当な措置 ①当該患者を他の患者と同室に入院させないこと。

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			＜検査対象＞ 結核病床、感染症病床を有する病院及び当該患者が入院している病院	②当該患者を入院させた室を消毒せずに他の患者を入院させないこと。 ③当該患者の用に供した被服、寝具、食器等を消毒しないで他の患者に使用しないこと。 ＜確認方法＞ 院内巡視及び看護日誌・感染防止マニュアル等で確認。
			5.診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具を持続的に体内に挿入して治療を受けている患者又は診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を放射線治療病室以外の病室に入院させないこと。 ＜検査対象＞ 診療用放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具又は治療に使用する診療用放射性同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院	5.治療を受けている患者 左記に規定する放射線治療を受けている患者であって、当該放射線治療を受けている患者以外の患者の被ばく線量が３月間につき1.3ミリシーベルトを超えるおそれがある場合をいうこと。 ＜確認方法＞ 治療中の入院患者数を聴取し、院内巡視の際に治療病室で実際に確認する。
			6.放射線治療病室に上記５に規定する患者以外の患者を入院させないこと。 ＜検査対象＞ 放射線治療病室を有する病院	＜確認方法＞ ①許可病床数 ②院内巡視の際に治療病室で実際に確認する。
2－３	新生児の管理が適切に行われているか。	法15.1 法20 則19.1.4	1.新生児に対して必要な管理体制及び看護体制がとられていること。 ＜検査対象＞ 産科又は産婦人科を標榜する病院	1.①適当な看護要員が配置され、その責任体制が確立されていること。 ②新生児の識別が適切に行われていること。 ＜確認方法＞ ①看護要員、責任体制の確認 ②責任体制の確認、識別の時期・方法の確認
			2.火災等緊急時における新生児の避難体制があらかじめ定められていること。 ＜検査対象＞ 産科又は産婦人科を標榜する病院	2.避難に必要な器具が備えられていること。

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
2- 4	宿直体制は整っているか。	法16	医業を行う病院にあっては医師を宿直させていること。ただし、医師がその病院に隣接した場所に居住している場合において都道府県知事の許可を受けているときはこの限りでない。（本市においては保健所長の許可）	隣接した場所の範囲 （昭30.2.9医収第62号「医療法第１６条但書の解釈について」） （昭25.7.18医収第385号「医療法第１６条の疑義について」） ＜確認方法＞ 宿直日誌、診療担当表等
2- 5	医薬品の取扱いが適正にされているか。	法15.1 法20 則14	1.毒薬又は劇薬が他のものと区別されていること。毒薬を貯蔵配置する場所に施錠がされていること。	1.薬事法第48条第１項及び第２項 ＜確認方法＞ ＊調剤所(薬局)、看護師詰所、手術室等での保管状況を確認。 ＊毒薬の保管庫等が施錠されていること。
			2.毒薬及び劇薬の直接の容器又は直接の被包にそれぞれの表示がなされていること。	2.表示 毒薬：黒地に白枠白字をもってその品名及び「毒」の字を記載する。 劇薬：白地に赤枠赤字をもってその品名及び「劇」の字を記載する。 （薬事法第44条第１項及び第２項）
			3.その他の薬剤についてもその管理及び取扱いが適正に行われていること。	＜確認方法＞ ＊調剤所(薬局)、看護師詰所、手術室等での管理状況を確認。 【参考】 麻薬、向精神薬、覚せい剤については、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法により別途規制が行われていることに留意する。 【参考】 毒物及び劇物については、毒物及び劇物取締法により別途規制が行われていることに留意する。 （毒物及び劇物取締法第11条、第12条1.3、第16条の2） （法第11条関係：昭52.3.26薬発第313号） 「毒物劇物業務上取扱者立入検査チェックリスト」を活用し、確認する。

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			4.調剤所について衛生上、防火上適切な配慮がなされていること。	＜確認方法＞ ＊引火性の薬品等が火気の近くに保管されていないこと。 ＊薬品棚の転倒防止策をとっていること。 ※引火のおそれのある薬品等の例 アルコール類、エーテル類、ベンゼン等
2-6	医療用具等は清潔な状態に保たれ、かつ、保守管理が十分に行われているか。	法20	1.医療用具及び看護用具が清潔を保つよう十分手入れがなされていること。	＜確認方法＞ 院内巡視の際に診察室、処置室、材料室、ナースセンター等にある器具等の清潔管理の確認 ＊器具等の滅菌・消毒、保管、記録等
			2.病棟における諸設備は清潔に保たれていること。	2.清潔保持 ①ベッド、マットレス等の寝具類及び病室内の清潔整頓 ②便器の清潔維持 ＜確認方法＞ 院内巡視の際に確認 ＊ベッド、マットレス等の寝具類及び病室内の清潔整頓 実施方法：
2-7	調理機械、器具の清潔保持及び保守管理	法15.1 法20 則20.1.8	給食施設の施設・設備について清潔が保持され衛生上適切な管理が行われていること。	＜確認方法＞ ＊調理用機械器具及び食事運搬車の手入れが十分になされているか。 （衛生日誌等の記録により作業手順や実施状況を確認） ＊食器の消毒が適切に行われているか。 （衛生日誌等の記録により作業手順や実施状況を確認）
	【参考】 食品等の保管取り扱いが適切か。	食品衛生法第3条	＊食品等の保管取扱いが衛生的に行われていること。	＜確認方法＞ 調理場の食品貯蔵庫及び冷蔵庫等で生鮮食品の鮮度の確保や清潔保持が十分になされていること。 洗濯の間隔などを確認
			＊従業員の作業被服の清潔が保持されていること。	
	【参考】 給水施設は定められた基準に適合しているか。	水道法第13条 同法第19～第23条 同法第24の3 同法第32条	定期又は臨時の水質検査が行われていること。	＜確認事項＞ ＊給水施設：上水道・井戸水 ＊専用水道を使用する病院 (ｱ)色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査（１日１回）

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
		～第34条の2 同法施行規則第3条 同法施行規則第10条～第11条 同法施行規則第14条～第20条 同法施行規則第55条～第56条		㈠化学的分析及び細菌検査等の水質検査（１月１回） （水質検査結果書及び記録確認） ＊簡易専用水道を使用する病院 ㈠公的機関又は国の登録を受けた機関の検査を受けていること。 （年１回） ㈠水槽（受水槽、高置水槽）の掃除が定期的に行われていること。 （年１回） （簡易専用水道検査結果書及び記録確認）
2－８	職員の健康管理 ※結核に係る定期健康診断は「感染症法」に基づくものであるが,院内感染防止対策上重要なものであるため【参考】扱いとはしない。	法15.1	職員について定期的な健康診断を行う等適切な健康管理体制が確立されていること。 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき、結核に係る定期健康診断が実施されていること。 （感染症法第53条の2、第53条の4、第53条の6、同施行令第12条、同施行規則第27条の2、第27条の4）	〈確認方法〉 ・対象者：診療所において業務に従事する者（パート等含む。） ・回数　：毎年度１回、期日又は期間を指定して行う。 ・方法　：喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査 他で、上記の結核に係る健康診断を期日又は期間満了前３月以内に受け、かつ、医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を期日又は期間満了日までに健康診断実施者に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなす。 定期の健康診断に関する記録 健康診断実施者は、定期の健康診断を行い、診断書その他の書類の提出を受けたときは、遅滞なく、次の項目を記載した健康診断に関する記録を作成し、かつ、これを５年間保存していること。 ・受診者の住所、氏名、生年月日及び性別 ・検査の結果及び所見 ・結核患者であるときは、病名 ・実施の年月日 定期の健康診断の報告 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断につき、次の事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長に報告していること。

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
				・健康診断実施者の名称、所在地、連絡先 ・実施の年月 ・対象者及び受診者の数 ・方法別の受診者数 ・発見された結核患者及び結核発病のおそれがあると診断された者の数
	【参考】		労働安全衛生規則に基づく健康診断が実施されていること。	給食関係職員、放射線関係職員の健康管理については特に留意する。 ※病院開設者は労働安全衛生法により事業者として職員の健康を確保するよう規定されている。 ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律には、病院開設者（事業者）は、職員の定期健康診断（結核関係）を実施するよう規定されている。 （同法第５３条の２、同施行令第１２条、同施行規則第２７条の２） １．定期健康診断を実施し、その記録が５年間保管されていること。 （従業員名簿を利用して検査を行う） ＜確認方法＞ 健康診断結果の記録で職員全員・必要な項目がすべて実施されていること。 (1)採用時の健康診断 （労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第43条） ＜検査項目＞ ①既往歴及び業務歴の調査 喫煙歴及び服薬歴※１ ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③身長・体重・腹囲・視力・聴力※２ ④胸部エックス線検査 ⑤血圧の測定 ⑥貧血検査（赤血球数・血色素量） ⑦肝機能検査（GOT.GPT.γ-GTP） ⑧血中脂質検査（HDLコレステロール・血清トリグリセライド・LDLコレステロール） ⑨血糖検査（空腹時血糖）※３ ⑩尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無） ⑪心電図検査(安静時心電図検査)

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
				※１：聴取徹底する旨の通知あり ※２：聴力は千ヘルツ及び４千ヘルツ ※３：ヘモグロビンＡ１cで代替可 （＊雇い入れ時の健康診断項目の省略はできないが、医師による健康診断を受けてから３カ月以内の者が、その結果を証明する書類を提出した場合には、その項目は省略できる。） (2)定期健康診断（年に１回） （労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第44条・45条） ※特定業務従事者を除く。 ＜検査項目＞ ①既往歴及び業務歴の調査 喫煙歴及び服薬歴※１ ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③身長・体重・腹囲・視力・聴力※２ ④胸部エックス線検査及び喀痰検査 ⑤血圧の測定 ⑥貧血検査（赤血球数・血色素量） ⑦肝機能検査（GOT.GPT.γ-GTP） ⑧血中脂質検査（HDLコレステロール・血清トリグリセライド・LDLコレステロール） ⑨血糖検査（空腹時血糖）※３ ⑩尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無） ⑪心電図検査(安静時心電図検査) ※１：聴取徹底する旨の通知あり ※２：聴力は千ヘルツ及び４千ヘルツ ※３：ヘモグロビンＡ１ｃで代替可 ＊医師の判断に基づく省略基準 ③身長:２０歳以上の者 ③腹囲： ａ．40歳未満（35歳を除く） ｂ．妊娠中の女性等であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ｃ．BMIが20未満の者 ｄ．自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満の者に限る) ※BMI＝体重(kg)/(身長(m))^2 ③聴力:４５歳未満(３５．４０歳を除く)の者は他の方法で可 ④喀痰:胸部エックス線で病変なし等 ⑥.⑦.⑧.⑨.⑪:４０歳未満(３５歳を除く)

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
				(3)特定業務従事者健康診断（夜勤者等） （労働安全衛生規則第４５条） （当該業務への配置転換の際及び６月以内ごとに１回） ＜検査項目＞ ①既往歴及び業務歴の調査 喫煙歴及び服薬歴※１ ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③身長・体重・腹囲・視力・聴力 ④胸部エックス線検査及び喀痰検査 ⑤血圧の測定 ⑥貧血検査（赤血球数・血色素量） ⑦肝機能検査（GOT.GPT.γ-GTP） ⑧血中脂質検査（HDLコレステロール・血清トリグリセライド・LDLコレステロール） ⑨血糖検査（空腹時血糖）※３ ⑩尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無） ⑪心電図検査(安静時心電図検査) ※１：聴取徹底する旨の通知あり ※２：聴力は千ヘルツ及び４千ヘルツ ※３：ヘモグロビンＡ１ｃで代替可 ＊胸部エックス線検査は１年以内ごとに１回 ＊医師の判断に基づく省略基準 ③身長:２０歳以上の者 ③腹囲： ａ．40歳未満（35歳を除く） ｂ．妊娠中の女性等であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ｃ．BMIが20未満の者 ｄ．自ら腹囲を測定し、その値を申告した者(BMIが22未満の者に限る) ※BMI＝体重(kg)/(身長(m))^2 ③聴力: 前回の健康診断で聴力検査を受けた者又は４５歳未満(３５．４０歳を除く)の者は他の方法で可 ④喀痰:胸部エックス線で病変なし等 ⑥.⑦.⑧.⑨.⑪:４０歳未満(３５歳を除く) (35歳・40歳以上は、年2回中の１回)

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
				(4)非常勤職員に対する健診 健康診断結果の把握を行っていること。 ※パートタイム労働法では一定の要件を満たした労働者に対しては一般労働者と同様に健康診断を行わなければならない。（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律） ２．定期健康診断の結果、異常等が発見された職員に対し、必要な措置がとられていること。 （労働安全衛生規則第61条） ＜確認方法＞ ＊所見があると診断された者の措置 ・職員への結果の連絡方法 ・再検査結果の確認方法 ※事業者は、健康診断を受けた労働者に対し、その結果を通知しなければならない。所見があると診断された労働者については、健康を保持するための必要な措置について、３カ月以内に医師又は歯科医師(産業医の専任義務がある事業場は産業医）の意見を聞き、その内容を健康診断個人票に記載しなければならない。 ３．給食関係職員については、毎月１回以上定期的な健康診断（例えば細菌学的検便）を行っていること。なお、定期健康診断の結果、異常が発見された患者、病原体保有者に対し、必要な措置をとること。 【参考】労働安全衛生規則第47条では検便は「雇用時又は配置転換の際」とされているが、医療機関の特殊性を踏まえて月１回以上で指導すること。 ＜確認方法＞ ＊細菌学的検便検査を毎月１回以上実施していること ＊異常者、保有者の措置 ４．放射線関係職員については、法令に基づく健康診断を実施し、その記録が３０年間保存されていること。 （電離放射線障害防止規則第56条） ＜検査の対象＞ 放射線作業従事者、管理区域随時立入者

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
				＜検査項目＞ 1.被ばく歴の有無及びその評価 2.白血球等の血液検査 3.白内障に関する眼の検査 4.皮膚の検査 ＊雇い入れ、当該業務に配置換えの際及び６か月以内ごと （但し、被ばく歴の有無及びその評価以外は、医師の判断により省略あり）
2- 9	医療の情報の提供	法1 法6の3.1～ 法6の3.3 則1.1～ 則1.2 則1の2 則1の3	病院の管理者は医療を受ける者が病院の選択を適切に行うために必要な情報を１年に１回以上知事に報告し、当該病院において、閲覧に供さなければならない。（情報の修正及び変更も含む）	※報告事項 厚生労働省令別表第１ ※刑事施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院又は入国者収容所若しくは地方入国管理局の中に設けられた病院又は診療所について、適用しない。
			1.県への定期報告を行っていること。	＜確認方法＞ 事前にインターネット等で内容を確認
			2.定期報告後に基本情報について修正又は変更があった場合に、書面による県への報告がなされていること。 ※法第７条及び８条に基づく届出とは別に行う必要がある。	＜確認方法＞ 院内巡視の際に報告内容等を確認 ※基本情報 ①施設名称②開設者③管理者④所在地⑤住民案内用電話番号及びファクシミリ番号⑥診療科目⑦診察日⑧診療時間⑨病床の種別及び届出又は許可病床数
			3.患者等に対する、当該病院に関する医療機能情報（定期報告分）の閲覧体制が整備されていること。	＜確認方法＞ 院内巡視の際に閲覧方法等について確認 ・書面による閲覧 ・電磁的方法による閲覧 ①パソコン等のモニター画面表示 ②インターネットによる方法 ③電子メールによる方法 ④フロッピーディスクによる交付 ⑤ＣＤ－ＲＯＭによる交付 ⑥その他電子媒体による交付 ＊医療機能情報提供制度の具体的実施方法等については、「医療機能情報提供制度実施要領について」（平成19年3月30日医政発第0330013号）

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
2-10	医療の安全管理のための体制が確保されているか。	法1 法6の10 法15.1 法17 則1の11.1 則9の23 則12	1.医療に係る安全管理のための指針を整備すること。	「医療に係る安全管理のための指針」は次に掲げる事項を文書化したものであること。また、本指針は、医療に係る安全管理のための委員会（以下｢安全管理委員会｣という。）を設ける場合には、当該委員会において策定及び変更することとし、従業者に対して周知徹底を図ること。 ①当該病院等における安全管理に関する基本的考え方 ②安全管理委員会（委員会を設ける場合について対象とする）その他の当該病院等の組織に関する基本的事項 ③医療に係る安全管理のための職員に対する研修に関する基本方針 ④当該病院等における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 ⑤医療事故等発生時の対応に関する基本方針 ⑥医療従事者と患者との間の情報の共有に関する基本方針(患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針を含む) ⑦患者からの相談への対応に関する基本方針 ⑧その他医療安全の推進のために必要な基本方針
			2.医療に係る安全管理のための委員会を開催すること。	安全管理委員会とは、当該病院等における安全管理の体制の確保及び推進のために設けるものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。ただし、安全管理委員会の開催については、患者を入院させるための施設を有しない診療所及び妊産婦等を入所させるための施設を有しない助産所については適用しないこととすること。 ①安全管理委員会の管理及び運営に関する規程が定められていること。 ②重要な検討内容について、患者への対応状況を含め管理者へ報告すること。 ③重大な問題が発生した場合は、速やかに発生の原因を分析し、改善策の立案及び実施並びに従業者への周知を図ること。 ④安全管理委員会で立案された改善策の

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
				実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行うこと。 ⑤月１回程度開催するとともに、重大な問題が発生した場合は適宜開催すること。 ⑥各部門の安全管理のための責任者等で構成されること。
			3. 医療に係る安全管理のための職員研修を実施すること。	①医療に係る安全管理のための職員研修は、医療に係る安全管理のための基本的考え方及び具体的方策について、当該研修を実施する病院等の従業者に周知徹底を行うことで、個々の従業者の安全に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員として意識の向上等を図るためのものであること。 ②当該病院等の具体的な事例等を取り上げ、職種横断的に行うものであることが望ましい。 ③本研修は、当該病院等全体に共通する安全管理に関する内容について、年２回程度定期的に開催するほか、必要に応じて開催すること。また、研修の実施内容（開催又は受講日時、出席者、研修項目）について記録すること。 ④研修については、患者を入所させるための施設を有しない診療所及び妊婦等を入所させるための施設を有しない助産所については、当該病院等以外での研修を受講することでも代用できるものとし、年２回程度の受講のほか、必要に応じて受講することとすること。
			4. 当該病院等における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策を講ずること。	①当該病院等において発生した事故の安全管理委員会への報告等を行うこと。（患者を入所させるための施設を有しない診療所及び妊婦等を入所させるための施設を有さない助産所については、管理者へ報告することとすること。） ②あらかじめ定められた手順や事故収集の範囲等に関する規定に従い事例を収集、分析すること。これにより当該病院等における問題点を把握して、当該病院等の組織としての改善策の企画立案及びその実施状況を評価し、当該病

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
				院等においてこれらの情報を共有すること。 ③重大な事故の発生時には、速やかに管理者へ報告すること。また、改善策については、背景要因及び根本原因を分析し検討された効果的な再発防止策等を含むものであること。 ④事故の報告は診療録や看護記録等に基づき作成すること。 ⑤例えば、助産所に従業者が管理者１名しかいない場合などについては、安全管理委員会の開催、管理者への報告等については、実施しなくても差し支えないものであること。
			5.当該病院等において発生した医療事故について再発防止策が院内に周知されるとともに、遵守されていること	※総務省からの医療安全対策に関する勧告事項（平成25年8月30日公表）
			6.専任の医療に係る安全管理を行う者を配置していること。 （※臨床研修病院及び歯科医師臨床研修施設については兼任でも可） ＜検査対象＞ 特定機能病院、臨床研修病院及び歯科医師臨床研修施設の該当項目	「専任の医療に係る安全管理を行う者」（以下「安全管理者」という。）は、当該病院における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行うものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。 ①医師、歯科医師、薬剤師又は看護師のうちのいずれかの資格を有していること。 ②医療安全に関する必要な知識を有していること。 ③当該病院の医療安全に関する管理を行う部門に所属していること。 ④安全管理委員会の構成員に含まれていること。 ⑤医療安全対策の推進に関する業務に専ら従事していること。 ◇安全管理者の業務について「医療安全管理者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針について」（平成19.3.30医政発第0330019号・薬食第0330019号）を参照

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			7. 医療に係る安全管理を行う部門を設置していること。 ＜検査対象＞ 特定機能病院、臨床研修病院及び歯科医師臨床研修施設の該当項目	「医療に係る安全管理を行う部門」（以下「安全管理部門」という。）とは、安全管理者及びその他必要な職員で構成され、安全管理委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の安全管理を担う部門であって、次に掲げる業務を行うものであること。 ①安全管理委員会で用いられる資料及び議事録の作成及び保存、その他安全管理委員会の庶務に関すること。 ②事故等に関する診療録や看護記録等への記載が正確かつ十分になされていることの確認を行うとともに、必要な指導を行うこと。 ③患者や家族への説明など事故発生時の対応状況について確認を行うとともに、必要な指導を行うこと。 ④事故等の原因究明が適切に実施されていることを確認するとともに、必要な指導を行うこと。 ⑤医療安全に係る連絡調整に関すること。 ⑥その他医療安全対策の推進に関すること。
			8.患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。 ＜検査対象＞ 特定機能病院、臨床研修病院及び歯科医師臨床研修施設の該当項目	「患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること」とは、当該病院内に患者相談窓口を常設し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保するものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。また、これらの苦情や相談は医療機関の安全対策等の見直しにも活用されるものであること。 ①患者相談窓口の活動の趣旨、設置場所、担当者及びその責任者、対応時間等について、患者等に明示されていること。 ②患者相談窓口の活動に関し、相談に対応する職員、相談後の取扱、相談情報の秘密保護、管理者への報告等に関する規約が整備されていること。 ③相談により、患者や家族等が不利益を受けないよう適切な配慮がなされていること。

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			9.特定機能病院及び事故等報告病院の管理者は、事故等事案が発生した場合には、当該事故等事案に係る事故等報告書を当該事故等事案が発生した日から原則として二週間以内に、登録分析機関に提出しなければならない。 ＜検査対象＞ 特定機能病院及び事故等報告病院の該当項目	(1) 対象医療機関 特定機能病院及び事故等報告病院（国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立病院機構の開設する病院、学校教育法に基づく大学の附属施設である病院（病院分院は除く）） (2) 登録分析機関 財団法人日本医療機能評価機構 （平16.10.1厚生労働省告示372号） (3) 医療機関における事故等の範囲 ①誤った医療又は管理を行ったことが明らかであり、その行った医療又は管理に起因して、患者が死亡し、若しくは患者に心身の障害が残った事例又は予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した事案 ②誤った医療又は管理を行ったことは明らかではないが、行った医療又は管理に起因して、患者が死亡し、若しくは患者に心身の障害が残った事例又は予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した事案（行った医療又は管理に起因すると疑われるものを含み、当該事案の発生を予期しなかったものに限る。） ③前二号に掲げるもののほか、医療機関内における事故の発生の予防及び再発の防止に資する事案 (4) 報告を求める項目 ①当該事案が発生した日時、場所及び診療科名 ②性別、年齢、病名その他の当該事案に係る患者に関する情報 ③職種その他の当該事案に係る医療関係者に関する情報 ④当該事案の内容に関する情報 ⑤前各号に掲げるもののほか、当該事案に関し必要な情報

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
2-11	院内感染対策のための体制が確保されているか。 （医療の安全管理のための体制を確保するための措置と一体的に実施しても差し支えない。）	法6の10 法15.1 法17 則1の11.2.1 則9の23	1.院内感染対策の指針を整備すること。	院内感染対策のための指針は、次に掲げる事項を文書化したものであり、また、この指針は、医療法施行規則第１条の１１第２項第１号ロに規定する院内感染対策のための委員会（以下「院内感染対策委員会」という。）の議を経て策定及び変更するものであることとし、当該指針は従業者へ周知徹底すること。ただし、患者を入院させるための施設を有しない診療所及び妊婦等を入所させるための施設を有しない助産所においては、院内感染対策委員会の議を経ることを要しないこととすること。 ｱ.院内感染対策に関する基本的考え方 ｲ.院内感染対策のための委員会（委員会を設ける場合を対象とする。）その他の当該病院等の組織に関する基本的事項 ｳ.院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針 ｴ.感染症の発生状況の報告に関する基本方針 ｵ.院内感染発生時の対応に関する基本方針 ｶ.患者等に対する当該指針の閲覧に関す基本方針 ｷ.その他の当該病院等における院内感染対策の推進のために必要な基本方針 ◇院内感染対策のための指針の策定については、「院内感染対策のための指針案及びマニュアル作成のための手引きの送付について」 （平19.5.8医政局指導課事務連絡）

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			2.院内感染対策のための委員会を開催すること。	院内感染対策委員会とは、当該病院等における院内感染対策の推進のために設けるものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。ただし、院内感染対策委員会の開催については、患者を入院させるための施設を有しない診療所及び妊婦等を入所させるための施設を有しない助産所については適用しないこととすること。 ｱ.管理及び運営に関する規程が定められていること。 ｲ.重要な検討内容について、院内感染発生時及び発生が疑われる際の患者への対応状況を含め管理者へ報告すること。 ｳ.院内感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を分析し、改善策の立案及び実施並びに従業者への周知を図ること。 ｴ.院内感染対策委員会で立案された改善策の実施状況を必要に応じて調査し、見直しを行うこと。 ｵ.月１回程度開催するとともに、重大な問題が発生した場合は適宜開催すること。 ｶ.委員会の委員は職種横断的に構成されること。
			3.従業者に対する院内感染対策のための研修を実施すること。	①従業者に対する院内感染対策のための研修は、院内感染対策のための基本的考え方及び具体的方策について、当該研修を実施する病院等の従業者に周知徹底を行うことで、個々の従業者の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上等を図るものであること。 ②当該病院等の実情に即した内容で、職種横断的な参加の下に行われるものであること。 ③本研修は、病院等全体に共通する院内感染に関する内容について、年２回程度定期的に開催するほか、必要に応じて開催すること。また、研修の実施内容（開催又は受講日時、出席者、研修項目）について、記録すること。

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
				④研修については、患者を入所させるための施設を有しない診療所及び妊婦等を入所させるための施設を有しない助産所については、当該病院等以外での研修を受講することでも代用できるものとし、年２回程度の受講のほか、必要に応じて受講することとすること。
			4.当該病院等における感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善のための方策を講ずること。	①院内感染の発生状況を把握するため、当該病院等における感染症の発生動向の情報を共有することで、院内感染の発生の予防及びまん延の防止を図るものであること。 ②重大な院内感染等が発生し、院内のみでの対応が困難な事態が発生した場合、又は発生したことが疑われる場合には、地域の専門家等に相談が行われる体制を確保することが望ましいものであること。 ③院内感染対策のための指針に即した院内感染対策マニュアルを整備する等、その他の院内感染対策の推進のために必要な改善策を図るとともに、それらを定期的に見直すことが望ましいものであること。 ※「医療機関等における院内感染対策について」（平23.6.17医政指発0617第1号）
			5.専任の院内感染対策を行う者を配置していること。 ＜検査対象＞ 特定機能病院の該当項目	「専任の院内感染対策を行う者」は、当該病院における院内感染対策を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院内における職員の院内感染対策に関する意識の向上や指導等の業務を行うものであり、次に該当するものである必要があること。 ①医師、歯科医師、薬剤師又は看護師のうちのいずれかの資格を有していること。 ②院内感染対策に関する必要な知識を有していること。 ◇「専任の院内感染対策を行う者」は、就業規則における通常の勤務時間の少なくとも半分以上の時間を院内感染対策業務に従事していること。 （H15.11.5事務連絡）

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
2-12	医薬品に係る安全管理のための体制が確保されているか。	法6の10 法15.1 法17 則1の11.2.2	1.医薬品の安全使用のための責任者を配置していること。	・「医薬品の安全使用のための責任者」（以下「医薬品安全管理責任者」という。）を配置すること。ただし、病院においては管理者との兼務は不可とすること。 ・医薬品安全管理責任者は、医薬品に関する十分な知識を有する常勤職員であり、医師、歯科医師、薬剤師、助産師（助産所の場合に限る）、看護師又は歯科衛生士（主として歯科医業を行う診療所に限る。）のいずれかの資格を有していること。 ・医薬品安全管理責任者は、病院等の管理者の指示の下に、次に掲げる業務を行うものとすること。なお、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所においては、安全管理委員会との連携の下、実施体制を確保すること。 ①医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成 ②従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施 ③医薬品の業務手順書に基づく業務の実施 ④医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全確保を目的とした改善のための方策の実施
			2.従業者に対する医薬品の安全使用のための研修を実施すること。	従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の内容については、具体的には次に掲げる事項が考えられること。また、研修の実施については必要に応じて行うこととし、他の医療安全に係る研修と併せて実施しても差し支えないこととすること。 ①医薬品の有効性・安全性に関する情報、使用方法に関する事項 ②医薬品の安全使用のための業務に関する手順書に関する事項 ③医薬品による副作用等が発生した場合の対応（施設内での報告、行政機関への報告等）に関する事項

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			3. 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務を実施すること。	・医薬品の安全使用のための業務に関する手順書（以下「医薬品業務手順書」という。）については、医薬品の取扱いに係る業務の手順を文書化したものであること。 ・病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所における医薬品業務手順書の作成又は変更は、安全管理委員会において協議した上で行うこと。 ・医薬品業務手順書には、病院等の規模や特徴に応じて、次に掲げる事項を含むものであること。 ①病院等で用いる医薬品の採用・購入に関する事項 ②医薬品の管理に関する事項 （例＝医薬品の保管場所、薬事法（昭和３５年法律第１４５号）などの法令で適切な管理が求められている医薬品（麻薬・向精神薬、覚せい剤原料、毒薬・劇薬、特定生物由来製品等）の管理方法） ③患者に対する医薬品の投薬指示から調剤に関する事項 （例＝患者情報（薬剤の服用歴、入院時に持参してきた薬剤等）の収集、処方せんの記載方法、調剤方法、処方せんや調剤薬の鑑査方法） ④患者に対する与薬や服薬指導に関する事項 ⑤医薬品の安全使用に係る情報の取扱い（収集、提供等）に関する事項 ⑥他施設（病院等、薬局等）との連携に関する事項 ・医薬品業務手順書は、作成後も必要に応じて見直しを行う必要があること。 ・当該手順書に基づく業務の実施については、医薬品安全管理責任者に対して、従業者の業務が医薬品業務手順書に基づき行われているか定期的に確認させ、確認内容を記録させること。 ◇病院等において医薬品業務手順書の策定については、「医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアルについて」（平成19.3.30医政総発第0330001号・薬食総発第0330001号）

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			4. 医薬品安全管理責任者により、前記3.の業務の定期的な確認が実施されていること。	※総務省からの医療安全対策に関する勧告事項（平成25年8月30日公表）
			5. 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策を講ずること。	・医薬品安全管理責任者に対して、医薬品の添付文書の情報のほか、医薬品製造販売業者、行政機関、学術誌等からの情報を広く収集し、管理させるとともに、得られた情報のうち必要なものは当該情報に係る医薬品を取り扱う従業者に迅速かつ確実に周知徹底を図らせること。 ・情報の収集等に当たっては、薬事法において、① 製造販売業者等が行う医薬品の適正な使用のために必要な情報の収集に対して病院等が協力するよう努める必要があること（薬事法第７７条の３第２項及び第３項）、② 病院若しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者は、医薬品について、当該品目の副作用等の発生を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対して副作用等を報告することが義務付けられていること（薬事法第７７条の４の２第２項）に留意する必要があること。 ◇「医薬品の販売名の類似性等による医療事故防止対策の強化徹底について（注意喚起）」（平成20.12.4医政発第12040001号・薬食発第1204001号）を参照

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
2-13	医療機器に係る安全管理のための体制を確保しているか。 （当該医療機器には病院等において医学管理を行っている患者の自宅その他病院等以外の場所で使用されている医療機器も含まれる）	法6の10 法15.1 法17 則1の11.2.3	1.医療機器の安全使用のための責任者を配置していること。	・医療機器の安全使用のための責任者（以下「医療機器安全管理責任者」という。）を配置すること。ただし、病院においては管理者との兼務は不可とすること。 ・医療機器安全管理責任者は、医療機器に関する十分な知識を有する常勤職員であり、医師、歯科医師、薬剤師、助産師（助産所の場合に限る）、看護師、歯科衛生士（主として歯科医業を行う診療所に限る）、診療放射線技師、臨床検査技師又は臨床工学技士のいずれかの資格を有していること。 ・医療機器安全管理責任者は、病院等の管理者の指示の下に、次に掲げる業務を行うものとすること。なお、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所においては、安全管理委員会との連携の下、実施体制を確保すること。 ①従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施 ②医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施 ③医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施
			2.従業者に対する医療機器の安全使用のための研修を実施すること。	・医療機器安全管理責任者は、以下に掲げる従業者に対する医療機器の安全使用のための研修を行うこと。 ①新しい医療機器の導入の研修 病院等において使用した経験のない新しい医療機器を導入する際には、当該医療機器を使用する予定の者に対する研修を行い、その実施内容について記録すること。 ②特定機能病院における定期研修 特定機能病院においては、特に安全使用に際しての技術の習熟が必要と考えられる医療機器に関しての研修を定期的に行い、その実施内容について記録すること。 ・研修の内容については、次に掲げる事項とすること。なお、他の医療安全に係る研修と併せて実施しても差し支え

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
				ないこととすること。また、上記①、②以外の研修については必要に応じて開催すること。 ｱ.医療機器の有効性・安全性に関する事項 ｲ.医療機器の使用方法に関する事項 ｳ.医療機器の保守点検に関する事項 ｴ.医療機器の不具合等が発生した場合の対応（施設内での報告、行政機関への報告等）に関する事項 ｵ.医療機器の使用に関して特に法令上遵守すべき事項
			3.医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検を適切に実施すること。 ※保守点検計画を策定すべき医療機器には以下の医療機器が含まれる。 ①人工心肺装置及び補助循環装置 ②人工呼吸器 ③血液浄化装置 ④除細動装置（AEDを除く） ⑤閉鎖式保育器 ⑥診療用高エネルギー発生装置（直線加速器等） ⑦診療用粒子線照射装置 ⑧診療用放射線照射装置（ガンマナイフ等）	医療機器安全管理責任者は、医療機器の特性等にかんがみ、保守点検が必要と考えられる医療機器については保守点検計画の策定等を行うこと。 ①保守点検計画の策定 ｱ.保守点検に関する計画の策定に当たっては、薬事法の規定に基づき添付文書に記載されている保守点検に関する事項を参照すること。また、必要に応じて当該医療機器の製造販売業者に対して情報提供を求めること。 ｲ.保守点検計画には、機種別に保守点検の時期等を記載すること。 ②保守点検の適切な実施 ｱ.保守点検の実施状況、使用状況、修理状況、購入年等を把握し、記録すること。 ｲ.保守点検の実施状況等を評価し、医療安全の観点から、必要に応じて安全面に十分配慮した医療機器の採用に関する助言を行うとともに、保守点検計画の見直しを行うこと。 ｳ.医療機器の保守点検を外部に委託する場合も、法第１５条の２に規定する基準を遵守すること。なお、外部に委託する際も保守点検の実施状況等の記録を保存すること。
			4.医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策を講ずること。	・医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全確保を目的とした改善のための方策の実施については、次の要件を満たすものとすること。

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
				①添付文書等の管理 医療機器安全管理責任者は、医療機器の添付文書、取扱説明書等の医療機器の安全使用・保守点検等に関する情報を整理し、その管理を行うこと。 ②医療機器に係る安全情報等の収集 医療機器安全管理責任者は、医療機器の不具合情報や安全性情報等の安全使用のために必要な情報を製造販売業者等から一元的に収集するとともに、得られた情報を当該医療機器に携わる者に対して適切に提供すること。 ③病院等の管理者への報告 医療機器安全管理責任者は、管理している医療機器の不具合や健康被害等に関する内外の情報収集に努めるとともに、当該病院等の管理者への報告等を行うこと。 ・情報の収集等に当たっては、薬事法において、① 製造販売業者等が行う医療機器の適正な使用のために必要な情報の収集に対して病院等が協力するよう努める必要があること等（薬事法第７７条の３第２項及び第３項）、② 病院若しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者は、医療機器について、当該品目の副作用等の発生を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対して副作用等を報告することが義務付けられていること(薬事法第７７条の４の２第２項）に留意する必要があること。 ◇管理者の医療機器に係る安全管理のための体制確保のための措置については、「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」（平成19.3.30医政指発第033001号・医政研発第0330018号） ◇医療機器の安全確保等のため、医療機器事業者が医療現場に立ち入る際の留意事項については、「医療機関等における医療機器の立会いに関する基準について」（平成18.11.10医政経発第1110001号）を参照

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
				◇医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策については、「医薬品の販売名の類似性等による医療事故防止対策の強化・徹底について（注意喚起）」（平成20.12.4医政発第1204001号・薬食発第1204001号）を参照 ※「病院等における電気火災防止対策等調査票」（H25.10本市作成）を活用し、医療機器の電気配線等の点検・保守状況を確認する。
2-14	ドクターヘリの運行に係る安全が確保されているか。		※ドクターヘリ基地病院であり、かつ離着陸の許可を受けていない場所に離着陸を行う運行であって、相貌機関棟の依頼又はは通報に基づかない運行（以下「当該運行」という。）」を行う病院の該当項目。 1.ドクターヘリの当該運行に係る要領（以下「運行要領」）を策定すること。 (※運行要領の策定主体は、自治体等の関係諸機関で構成される「運行調整委員会」であるが、その構成員としてドクターヘリ基地病院が含まれる。) 2.ドクターヘリの当該運行にあたり、運行要領に定められた事項が遵守されていること。 特に、当該運行を行った場合、運行調整委員会にその旨報告し、安全性等について検証を受けなけれ ばならないことに留意する。	市内に該当施設なし ・運航要領に定める関係者間の連携や安要領（以下「運航要領」とい全確保のために必要な事項として、次に掲げる内容が含まれること。 ①自ら入手した情報又は消防機関等以外の依頼若しくは通報により出動する場合におけるルールに関する事項 ②依頼又は通報の主体との連携に関する事項 ③離着陸場所が満たすべき要件に関する事項 ④離着陸場所において実施する安全確保のための取組に関する事項 ⑤個々の状況を考慮した安全確保のために必要な事項 ⑥乗務員等及び想定される消防機関以外の依頼又は通報の主体に対する安全確保のための教育に関する事項 ⑦安全確認とその判断に関する事項 ⑧その他着陸における安全確保のために必要な事項 ◇「航空法施行規則第176条の改正に伴うドクターヘリの運航について（通知）」(平成25.11.29医政指発1129第1号)を参照

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
3	帳票・記録			
3- 1	診療録	法15.1 法25	適切に作成された診療録が適切に管理、保存されていること。	＜確認方法＞ 1.診療録の記載事項 ①診療を受けた者の住所・氏名・性別及び年齢 ②病名及び主要症状 ③治療方法（処方及び処置） ④診療の年月日 と規定されている。 （医師法第24条第１項及び同法施行規則第23条） （１患者に対して診療にあたる医師が複数名いる場合には、署名をすることが望ましい） 2.診療録は５年間これを保存すること。 （医師法第24条第２項）
3- 2	助産録	法15.1 法25	適切に作成された助産録が適切に管理、保存されていること。 ＜検査対象＞ 助産師がその業務に従事している病院	＜確認方法＞ 1.助産録の記載事項 ①妊産婦の住所、氏名、年齢及び職業 ②分娩回数及び生死産別 ③妊産婦の既往疾患の有無及びその経過 ④今回妊婦の経過、所見及び保健指導の要領 ⑤妊娠中医師による健康診断受診の有無（結核、性病に関する検査を含む。） ⑥分娩の場所及び年月日時分 ⑦分娩の経過及び処置 ⑧分娩異常の有無、経過及び処置 ⑨児の数及び性別、生死別 ⑩児及び胎児附属物の所見 ⑪産じょくの経過及びじょく婦、新生児の保健指導の要領 ⑫産後の医師による健康診断の有無 （保健師助産師看護師法第42条第１項及び同法施行規則第34条） 2.助産録は５年間保存すること。 （保健師助産師看護師法第42条第２項）

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
3- 3	診療に関する諸記録等	法21.1. 9 則20.1.10	1.過去２年間の診療に関する諸記録が適正に整理保管されていること。 ＜検査対象＞ すべての病院	＜確認方法＞ 診療に関する諸記録 ①病院日誌（病院の経営管理に関する総合的特記事項の日誌） ②各科診療日誌（各科別の診療管理上の総括的事項の日誌並びに看護に関する記録日誌）
	【参考】 帳簿等の保存	保険医療機関及び保険医療養担当規則第９条	保険医療機関は、療養の給付の担当に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から３年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から５年間とする。	③処方せん（患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、用量、発行年月日、使用期間及び病院若しくは診療所の名称、及び所在地又は医師の住所を記載し、記名押印又は署名されたもの） （注：内服薬にあっては「内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会報告書の公表について」（医政発0129第3号・薬食発0129第5号）を参考にして記載すること。） ④手術記録（手術室の管理及び各科の利用状況などの事項の記録） ⑤看護記録 ⑥検査所見記録(検査室において行われた検査結果の記録) ⑥エックス線写真 ⑧入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿（注：病院日誌に記入されていても差し支えない。）
		法6の4.1～ 法6の4.2 則1の5 則1の6 則1の7 則1の8	入院診療計画書の交付が適切になされていること。 ただし，患者が短期間で退院することが見込まれる場合及びその他厚生労働省令で定める場合（以下記載事項）は，この限りではない。 ①患者が短期間で退院することが見込まれる場合 ②書面（入院診療計画書）を交付することにより，患者の適切な診療に支障を及ぼすおそれがある場合 ③書面（入院診療計画書）を交付することにより，人の生命，身体又は財産に危険を生じさせるおそれがある場合	⑨入院診療計画書(患者が入院した日から起算して７日以内に診療を担当する医師により、入院中の治療に関する計画等を書面にて作成し、患者又は家族へ交付し適切な説明を行うこと。） ※入院診療計画書記載事項 １．患者氏名、生年月日及び性別 ２．当該患者の診療を主として担当する医師または歯科医師の氏名 ３．入院の原因となった傷病名及び主要な症状 ４．入院中に行われる検査、手術、投薬その他の治療（入院中の看護及び栄養管理を含む。）に関する計画 ５．その他厚生労働省令で定める事項 ※その他厚生労働省令で定める事項 １．推定される入院期間 ２．管理者が、患者への適切な医療のために必要と判断する事項

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
				２管理者は，患者・家族の承諾を得て，書面の交付に代えて書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって厚生労働省令で定めるものにより提供することができる。 厚生労働省令で定める方法は以下の方法であって、患者・家族がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。 １．電子情報処理組織を利用する方法 ①電磁的記録に記録された情報の内容を出力装置の映像面に表示する方法（モニター画面で表示する方法） ②管理者の使用に係る電子計算機と患者・家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって電気通信回線を通じて情報が送信され，受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録する方法（電子メールによる方法） ③管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて患者・家族の閲覧に供し，患者・家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（インターネットによる方法） ２．磁気ディスク，シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記憶しておくことができるものをもって調整するファイルに入院診療計画書に記載すべき事項を記録したものを交付する方法（フロッピーディスク・ＣＤ－ＲＯＭ　等で交付する方法）

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
		法6の4.3 法6の4.5	退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスに関する事項を記載した計画書を交付するよう努めているか。	当該患者の退院後の療養に必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携が図られるよう努めなければならない。
		法22.2 則21の5.2	2.地域医療支援病院として都道府県知事の承認を受けている場合は、過去２年間の診療に関する諸記録が適正に整理保管されていること。	＜確認方法＞ 診療に関する諸記録 ①病院日誌 ②各科診療日誌 ③処方せん ④手術記録 ⑤看護記録 ⑥検査所見記録 ⑦エックス線写真 ⑧紹介状 ⑨退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約 ⑩入院診療計画書
		法22.3 則21の5.3	3.地域医療支援病院として都道府県知事の承認を受けている場合は、病院の管理及び運営に関する諸記録が適正に整理保管されていること。	＜確認方法＞ 病院の管理及び運営に関する諸記録 ①共同利用の実績 ②救急医療の提供の実積 ③地域の医療医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績 ④閲覧実績 ⑤紹介患者に対する医療提供の実績 ⑥他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績を明らかにする帳簿
		法22の2.3 則22の3.2	4.特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けている場合は、過去２年間の診療に関する諸記録が適正に整理保管されていること。	＜確認方法＞ 診療に関する諸記録 ①病院日誌 ②各科診療日誌 ③処方せん ④手術記録 ⑤看護記録 ⑥検査所見記録 ⑦エックス線写真 ⑧紹介状 ⑨退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約 ⑩入院診療計画書

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
		法22の2.4 則22の3.3	5.特定機能病院として厚生労働大臣の承認を受けている場合は、過去２年間の病院の管理及び運営に関する諸記録が適正に整理保管されていること。	＜確認方法＞ 病院の管理及び運営に関する諸記録 ①従業者数を明らかにする帳簿 ②高度の医療の提供の実積 ③高度の医療技術の開発及び評価の実績 ④高度の医療の研修の実積 ⑤閲覧実績 ⑥紹介患者に対する医療提供の実績 ⑦入院患者、外来患者及び調剤の数を明らかにする帳簿
	調剤済みの処方せんの記載事項	法15.1 法25 薬剤師法第26条	調剤済みの処方せんに必要事項が記載されていること。	＜確認方法＞ ①調剤済みの旨（その調剤によって当該処方せんが調剤済みとならなかったときは調剤量） ②調剤年月日 ③調剤した薬剤師の記名押印又は署名 ④その他薬剤師法施行規則第15条に定める事項
	照射録	法15.1 法25 診療放射線技師法第28条第1項 同法施行規則第16条	照射録に必要な事項が記載されていること。 ＜検査対象＞ 診療放射線技師、診療エックス線技師が業務に従事している病院	＜確認方法＞ ①照射を受けた者の氏名、性別及び年齢 ②照射の年月日 ③照射の方法（具体的かつ精細に記載すること） ④指示を受けた医師又は歯科医師の氏名及びその指示の内容 ⑤照射について指示を与えた医師又は歯科医師の署名
	特定生物由来製品の使用にかかる記録	法15.1 法25 則14	必要な事項が記載されていること。 ＜検査対象＞ 特定生物由来製品を使用したことがある病院	＜確認方法＞ ①患者氏名・住所 ②特定生物由来製品の名称 ③製造番号又は製造記号 ④使用日（薬事法第68条の9） （記録については、診療録とは別に簿冊を用いて保存することが望ましい）

<table>
<tr><th>項目番号</th><th>項　　目</th><th>根拠法令等</th><th>摘　　要</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>3- 4</td><td>エックス線装置等に関する記録が適正になされているか。</td><td>則30の21
則30の22
則30の23.1
則30の23.2</td><td>1.装置又は器具の１週間当たりの延べ使用時間をその使用する室ごとに帳簿に記載し、これを１年ごとに閉鎖し、閉鎖後２年間保存していること。(ただし、その室の画壁等の外側における実効線量率がそれぞれ所定の線量率以下になるようしゃへいされている場合は、この限りでない。)
＜検査の対象＞
エックス線装置等を有する病院

2.医療法施行規則第30条の23第２項に規定する診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の入手、使用及び廃棄並びに放射性同位元素によって汚染された物の廃棄に関する帳簿の記載が適正に行われていること。</td><td>＜確認方法＞
線量測定結果で確認又は許可・届出時の書類等で確認
1.所定の線量率
<table><tr><th>診療室等</th><th>装　置　等</th><th>所定の線量率</th></tr><tr><td>治療用エックス線装置を使用しないエックス線診療室</td><td>治療用エックス線装置以外のエックス線装置</td><td>40マイクロシーベルト毎時</td></tr><tr><td>治療用エックス線装置を使用するエックス線診療室</td><td>エックス線装置</td><td rowspan="5">20マイクロシーベルト毎時</td></tr><tr><td>診療用高エネルギー放射線発生装置使用室</td><td>診療用高エネルギー放射線発生装置</td></tr><tr><td>診療用粒子線照射装置使用室</td><td>診療用粒子線照射装置</td></tr><tr><td>診療用放射線照射装置使用室</td><td>診療用放射線照射装置</td></tr><tr><td>診療用放射線照射器具使用室</td><td>診療用放射線照射器具器具</td><td>60マイクロシーベルト毎時</td></tr></table>
2.必要な記載事項
①入手、使用又は廃棄の年月日
②入手、使用又は廃棄に係る診療用放射線装置又は診療用放射線照射器具の型式及び個数並びに診療用放射線照射器具に装備する放射性同位元素、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の種類及びベク</td></tr>
</table>

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			また、帳簿を１年ごとに閉鎖し閉鎖後５年間保存していること。 3.放射線障害が発生するおそれがある場所について、所定の方法により診療開始前及び開始後１か月に１回以上放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況が測定され、その結果に関する記録が５年間保存されていること。（ただし、固定されたエックス線装置等でしゃへい壁等が一定のときは６か月に１回以上測定すること。又、排気口及び排水口における汚染状況の測定は排気若しくは排水のつど又は連続して行うこと。）	レル単位をもって表わした数量 ③使用した者の氏名又は廃棄に従事した者の氏名並びに廃棄の方法及び場所 3.放射線障害が発生するおそれのある場所（測定場所） ①放射線の量……エックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、放射性同位元素装備診療機器使用室、診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、廃棄施設、放射線治療病室、管理区域の境界、病院内の人が居住する区域、病院の敷地の境界 ②放射性同位元素による汚染の状況……診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者を収容する放射線治療病室、排水（気）設備の排水（気）口、排水（気）監視設備のある場所、管理区域の境界 ＜確認事項＞ ①についての測定結果書で確認 測定日（６ヶ月を超えない期間毎に１回） ②についての測定結果書で確認 測定日（１か月を超えない期間毎に１回） 排気、排水の測定記録確認（自動測定した記録用紙 ＊測定結果書を５年間保存していること ＊測定器の校正日の確認 測定結果記載事項 ｱ.測定年月日、測定場所、測定値及び１週間及び３月間当たりの線量（算定による場合はその根拠） ｲ.測定に用いた測定器の型式 ｳ.測定器の動作確認を行った事項 ｴ.測定者の氏名及び管理責任者の確認

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			4.治療用エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置及び診療用放射線照射装置の放射線量が６か月に１回以上線量計で測定され、その結果に関する記録が５年間保存されていること。	＜確認方法＞ ＊測定日、測定器及び測定結果書の確認 ＊１週間の使用時間の確認（許可時間との整合性）
3- 5	院内掲示 見やすい場所に定められた事項が掲示されているか。	法14の2.１ 則9の3 則9の4	病院の管理者が見やすい場所に掲示すべき事項 ①管理者の氏名 ②診療に従事する医師又は歯科医師の氏名 ③医師又は歯科医師の診療日及び診療時間 ④建物の内部に関する案内	・①②③は、病院の入口、受付又は待合所付近の見やすい場所に掲示されていること。 ※④は、各診療科の位置、各病棟の位置等の案内図等で掲示すること。 また、案内図は、最新の許可事項と合致していること。 ※刑事施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院又は入国者収容所若しくは地方入国管理局の中に設けられた病院又は診療所について、①②の規定は適用しない。（令3.2）

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
4	**業務委託**			
4－1	検体検査	法15の2 則9の8	規則で定める基準に適合するものに委託していること。 ＜検査の対象＞ ①院内のブランチラボに委託している病院 ②衛生検査所に外部委託している病院 ③他の病院に外部委託している	業務委託の基準については、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平5.2.15健政発第98号)及び「病院、診療所の業務委託について」(平5.2.15指第14号)を参照 規則で定める内容を業務案内書、標準作業書等により確認し、また、委託の事実の有無は、契約書等により確認すること。 ①については、委託契約書、標準作業書等で規則で定める基準に適合していること確認すること。 ②については、必ずしも委託契約を締結する必要がないことから、検査依頼書、検査報告書等により衛生検査所に委託していることを確認すること。 ③については、専門性の高い検体検査業務に限る。 「専門性の高い検体検査業務」の範囲は次のとおりとする。 ア病理学的検査（イに該当するものを除く。） イ検体中の核酸又は遺伝子を対象としたいわゆる遺伝子検査 (平成17.3.15医政総発第0315001号)
4－2	滅菌消毒	法15の2 則9の9	規則で定める基準に適合するものに委託していること。	
4－3	食事の提供	法15の2 則9の10	規則で定める基準に適合するものに委託していること。	
4－4	患者等の搬送	法15の2 則9の11	規則で定める基準に適合するものに委託していること。	
4－5	医療機器の保守点検	法15の2 則9の12	規則で定める基準に適合するものに委託していること。	薬事法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器
4－6	医療ガスの供給設備の保守点検	法15の2 則9の13	規則で定める基準に適合するものに委託していること。	医療ガスの保守点検指針にしたがって行われていること。 「診療の用に供するガス設備の保安管理について」 (昭63.7.15健政発第410号)

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
4－７	洗濯	法15の2 則9の14	規則で定める基準に適合するものに委託していること。	「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」 （平成19.3.30医政経発第0330002号）
4－８	清掃	法15の２ 則9の15	規則で定める基準に適合するものに委託していること。	「医療法施行規則の一部を改正する省令」（平成19.3.30厚生労働省令第39号）
4－９	感染性廃棄物の処理	法20 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)	病院、診療所又は助産所は、清潔保持の観点から、感染性廃棄物が院内感染等の汚染源とならないよう適切な処理を行わなければならない。 　また、感染性廃棄物の処理を業者に委託する場合は適切な業者を選定して委託すること。	・感染性廃棄物とは、医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。
	医療関係機関等の施設内における感染性廃棄物の処理 【参考】 ※感染性廃棄物は、「廃掃法」に基づくものであり、各項目とも【参考】とするが、法20条違反に繋がり重要な行政指導と判断する場合は【参考】扱いとはしない。	廃掃法第12条の2第2項 同法令第6条の5第1項1号 同法規則第1条の10及び11 同法規則第8条の13	1.分別 感染性廃棄物は、他の廃棄物と分別して排出すること。 2.施設内における移動 感染性廃棄物の施設内における移動は、移動中、内容物が飛散・流出するおそれのない容器で行うこと。 3.施設内における保管 1)保管期間は極力短期間とする。 2)保管場所は、関係者以外立ち入れないように配慮し、他の廃棄物と区別して保管すること。 3)保管場所には、関係者の見やすい箇所に表示するとともに、取扱いの注意事項を記載すること。 4.梱包 収集運搬を行う場合には、必ず次のような容器に収納して行い、密閉しなければならない。 1)密閉できること。 2)収納しやすいこと。 3)損傷しにくいこと。	※診療所等において、分別の必要のない方法により処分する場合であって、分別の結果長期間にわたる保管が必要等の理由により分別排出することが困難な場合には、鋭利なものにも泥状のものにも対応する容器を用いる等安全に配慮した上で、分別排出をしなくてもよい。 ・腐敗するおそれのある感染性廃棄物をやむを得ず長期間保管する場合は、容器に密閉し冷蔵庫に入れるなど腐敗しないように必要な措置を講じること。 ・保管場所には、周囲に囲いが設けられかつ見やすい箇所に取扱注意の表示を行い、表示は縦横それぞれ６０ｃｍ以上とする。 ・鋭利なものは、耐貫通性のある堅牢な容器を使用すること。 ・固形状のものは、堅牢な容器を使用すること。 ・液状、泥状のものは、廃液等が漏洩しない密封容器を使用すること。

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			5. 表示 感染性廃棄物を収納した容器には、感染性廃棄物である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示すること。	・関係者が感染性廃棄物であることを識別できるよう、容器等にはマーク等（バイオハザードマーク）を付けるものとする。マークを付けない場合には「感染性廃棄物」と明記すること。 ・種別が判別できるように、性状に応じてマークの色を分けることが望ましい。 ①液状・泥状のもの→赤色 ②固形状　　→橙色 ③鋭利なもの　　→黄色 マークを用いない場合には、それぞれ注意事項を表示すること。
	感染性廃棄物の処理の委託 【参考】	廃掃法第12条の2第6項 同法令第6条の6	1. 委託契約 医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を自ら行わず他人に委託する場合は、法に定める委託基準に基づき事前に当該業者と書面により直接委託契約を結ばなければならない。 当該委託契約書には、各事項についての条項が含まれ、許可証の写し等の書面が添付されていること。	＊委託契約書の各事項 ・マニュアル参照
		廃掃法第12条の2第5項 同法規則第8条の14及び15	2. 運搬又は処分を委託する場合は、運搬については、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び各自治体等に、処分については特別管理産業廃棄物処分業者、各自治体等にそれぞれ委託しなければならない。	＊収集運搬業者、処理業者が異なる場合は、それぞれと契約すること。
		廃掃法第12条の2第3項及び第4項 同法令第6条の6	3. 医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を処分業者に委託する場合は、受託者が、都道府県知事から感染性廃棄物の収集運搬又は処分の業の許可を受けた者であることを確認すること。 また、運搬又は処分を委託する時は、あらかじめ委託しようとする感染性廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、当該感染性廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項を文章で業者に通知しなければならない。	＊許可証の確認事項 ・マニュアル参照 注：特別管理産業廃棄物処理業の許可には期限（５年）がある。

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
		同法規則第8条の16の4	4. 医療関係機関等は、その委託契約書及び添付された書面を、その契約の終了の日から５年間保存しなければならない。	
	医療関係機関等における感染性廃棄物の管理 【参考】	廃掃法12条の2第8項及び9項 同法規則第8条の17	1. 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、管理体制の充実を図らなければならない。 2. 処理計画書及び管理規定に基づき、感染性廃棄物の排出、分別、梱包、中間処理等に係る具体的な実施細目を作成し、医師、看護師、清掃作業員等の関係者に周知を徹底するもの。	※特別管理産業廃棄物管理責任者は、次のいずれかに該当するもの。 ①医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士 ②２年以上廃掃法第20条に規定する環境衛生指導員であったもの。 ③学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学若しくは獣医学の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の知識を有すると認められる者
	処理状況の帳簿記載及び保存 【参考】	廃掃法第12条13項 同法第１２条の2第14項 同法規則第8条の5 同法規則第8条の18	1. 管理者等は、感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し、処理について帳簿を作成するとともに、一定期間保存しなければならない。	＜確認方法＞ ・感染性産業廃棄物の処理の実績についての帳簿は１年ごとに閉鎖し、５年間保存されていること。 ・記載の必要事項 （１）運搬 ①運搬年月日 ②運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ③積替え又は保管を行う場合は場所ごとの搬出量 （２）運搬の委託 ①委託年月日 ②受託者の氏名又は名称並び住所並びに許可番号 ③運搬先ごとの委託量 （３）処分 ①処分年月日 ②処分方法ごとの処分量 ③処分（埋立処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量 （４）処分の委託 ①委託年月日 ②受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 ③受託者ごとの委託の内容及び委託量 ※帳簿の作成にあたっては紙マニフェ

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
				スト又は電子マニフェストを使用した際の受領確認票若しくはダウンロードデータ（紙マニュフェスト等）が、上記の（1）から（4）までの帳簿の記載事項を網羅していれば、これらを時系列的に保存することで帳簿の記載備え付けに代用できる。 ただし、この場合、帳簿の記載事項に照らして保存する紙マニフェスト等に不足があれば、不足事項を追記または関連書類を添付するなど必要な補足を行う必要がある。 （廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル：平成２１年５月）
	産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等 【参考】	廃掃法第12条の3第1項 同法第12条の5	1. 医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を他人に委託する場合、感染性廃棄物を引き渡す際に定められた様式による産業廃棄物管理票（マニフェスト）に必要な事項を記入して交付しなければならない。	※マニフェストの交付に代えて、電子マニフェストを利用できる
		廃掃法第12条の3第6項	2. 医療関係機関等は、感染性廃棄物が最終処分まで適正に処分されたことを、処分業者から返送されるマニフェストの写しで確認しなければならない。	※医療関係機関等は、マニフェストの控えと処分業者から送付されるマニフェストの写しをそれぞれ確認し、それらのマニフェストを、送付をうけた日から５年間保存しなければならない。
		廃掃法第12条の3第7項	3. 医療関係機関等は、前年度に交付したマニフェストに関する報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。	※医療関係機関等は、事業所ごとに、毎年の６月３０日までに、その年の３月３１日以前の１年間において交付したマニフェストの交付等の状況に関し、定められた様式により報告書を作成し、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 ただし、電子マニフェストを利用した場合には、情報処理センターが集計して都道府県知事に報告を行うため、医療関係機関自ら都道府県知事に報告する必要はない。
	感染性廃棄物の収集運搬及び保管 【参考】	廃掃法令第6条の5第1項第1号 同法規則7	1. 感染性廃棄物の収集運搬に当たっては、感染性廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないように行い、かつ、	※医療関係機関等が自ら感染性廃棄物を施設外に運搬する場合は、次の事項を運搬車両へ表示し、書面を備えなければならない。

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
		条の2 同法規則7 条の2の2	他の廃棄物等と混合するおそれのないように、他の物と区別して収集し又は運搬すること。 2.収集運搬業者等は、積替えの場合を除き、感染性廃棄物の保管を行ってはならない。 3.収集運搬する車両等は、感染性廃棄物の容器が車両等より落下し、及び悪臭が漏れるおそれのない構造を有するものとする。 4.収集運搬車両の車体の外側には、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車両である旨等を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車両に運搬する感染性廃棄物の数量等を記載した書面を備えておくこと。	（車両の両側面に鮮明に表示） ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車両である旨 ・排出事業者の氏名又は名称 （書面） ・排出事業者の氏名及び住所 ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量 ・積載日、積載した事業所の名称、所在地、連絡先 ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先 ※特別管理産業廃棄物収集運搬業者が感染性廃棄物を運搬する場合は、次の事項を運搬車両へ表示し、書面を備えなければならない。 （車両の両側面に鮮明に表示） ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車両である旨 ・収集運搬業者の氏名又は名称 ・許可番号（下６ケタ） （書面） ・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し ・マニフェスト（電子マニフェストを使用する場合は、電子マニフェスト加入証及び運搬する産業廃棄物の種類・量を記載した書面又はこれらの電子情報。）
4-10	医療用放射性汚染物の廃棄	則30の14の2	1.「医療法施行規則第30条の14の2第1項の診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄の委託を受ける者を指定する省令」（平13.9.28厚生労働省令第202号）により指定されている者に委託していること。 2.医療用放射性汚染物の処理を業者に委託する場合においては、医療用放射性汚染物が医療機関内の放射線汚染源とならないよう、廃棄施設内（保管廃棄設備）において適切な管理を行うこと。	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する場合は、これら以外の物が混入又は付着しないよう封及び表示をし、７日間を超えて管理区域内の廃棄施設において保管廃棄する場合に限り、保管廃棄施設を設けることを要しない。 （則30条の11第1項第6号及び第4項並びに平成16年厚生労働省告示306号参照）

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
5	**防火・防災体制**			
5- 1	防火管理者及び消防計画	法20 法23	適切な防火体制を整備するにあたり、 1.防火管理者の資格を有し、その責務を果たし得る管理的又は監督的地位にあるものを防火管理者として定めるとともに、これを所轄の消防署に届け出ていること。 2.消防法令に即して消防計画を作成するとともに、これを所轄の消防署に届け出ていること。	※防火・防災体制については、消防法により別途規制が行われていることに留意する。 【基準】 防火管理者は、収容人員が30人以上の施設について配置。 消防計画は、収容人員が30人以上の施設について作成。（消防法参照）
5- 2	消火訓練・避難訓練	法20 法23	消火訓練及び避難訓練をそれぞれ年２回以上実施すること。	※避難訓練のうち１回は、夜間・休日を想定して実施するよう努めることとすること。 【基準】 消火訓練及び避難訓練は、収容人員が30人以上の施設について年2回以上実施。
5- 3	防火・消火用の設備	法20 則16.1.15 則16.1.16	防火・消火上必要な設備が整備されていること。	【基準】 1.消火設備 ・消火器：延べ面積が150㎡以上 ・屋内消火栓：延べ面積が700㎡以上、 ・スプリンクラー：病院にあっては、3000㎡以上 ・屋外消火栓：1階及び2階の部分の床面積の合計が3000㎡以上 2.警報設備 ・自動火災報知器：延べ面積が300㎡以上（平成27年４月より全ての有床の施設に設置が義務化） ・非常ベル及び自動式サイレン：収容人員が20人以上の施設について設置、 ・放送設備：収容人員が300人以上の施設について設置 3.避難設備 ・避難はしご､すべり台､救助袋、緩降機、避難橋：収容人員が20人以上の施設について、２階以上の階又は地階で、いずれか一つの設備を設置 ・誘導灯、誘導標識等：全ての施設について設置

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
5- 4	点検報告等	法20 則16.1.15 則16.1.16	適切な防火体制の整備にあたり、消防・建築関係法令に即して防火対象物、消防用設備、防火扉の点検報告等を実施していること。	(参考) 病院、診療所などの特定建築物等のうち特定行政庁が規模等を定めて指定するものの所有者等は、定期に当該建築物について建築士等の資格者に調査させ、特定行政庁に報告しなければならない。 (建築基準法第12条第１項)
5- 5	防災及び危害防止対策	則16.1.1	診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備について危害防止上必要な方法を講じていること。	危害防止上必要な方法の例 ①電気を使用する診療用器械器具については絶縁及びアースについて安全な措置を講ずること。 また、電源プラグについては時々抜いて、トラッキング現象防止のための適切な処置を講ずること。 ※「病院等における防火・防災対策要綱について」 (平25.10.18医政発第1018第17号) ②光線を治療に使用する器械器具については眼球その他に障害を与えぬよう配慮すること。 ③熱を使用する器械器具については過熱することのないよう断熱材等を適切に使用すること。 ④保育器、酸素テント、高圧酸素室等について定期点検及び使用前点検を行うこと。 ⑤年１回以上漏電防止のための措置が講じられていること。 ⑥ＬＰガス設備の保安点検を行うこと。 (「既存の液化石油ガス設備に係る保安の徹底について」昭57.11.26指第35号) ※「病院等における電気火災防止対策等調査票」(H25.10本市作成)

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
6	**放射線管理**		※放射線等取扱施設を有する病院	
6－１	管理区域について適切な措置がとられているか。	則30の16.1	1.病院内の場所であって外部放射線の線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が所定の線量、濃度又は密度を超えるおそれがある場所を管理区域と設定していること。 また、管理区域である旨を示す標識が付されていること。	所定の線量当量、濃度又は密度 （則第30条の26第３項） ＜確認方法＞ ＊仕切・壁等で管理区域を設けていること。 ＊線量測定結果書で確認
		則30の16.2	2.管理区域内に人がみだりに立ち入らないような措置が講じられていること。	＜確認方法＞ 仕切・壁・ドア・施錠等で一般人にが立ち入らないような措置を講じていること。
6－２	敷地の境界等における防護について適切な措置がとられているか。	則30の17	敷地内の人が居住する区域及び敷地の境界における線量を所定の線量限度以下にするためのしゃへい等の措置が講じられていること。	所定の線量当量限度 １センチメートル線量当量限度が３か月につき 250マイクロシーベルト ＜確認方法＞ ＊線量測定結果書で確認 ＊柵、壁で境界が仕切られていること。
6－３	放射線等取扱施設に患者及び取扱者に対する放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示がされているか。	則30の13	目につきやすい場所に掲示されていること。	
6－４	放射線装置・器具・機器及び診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用室及び病室である旨を示す標識が付されているか。	則30の4～ 則30の8の2 則30の12	1.エックス線診療室、診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、放射性同位元素装備診療機器使用室、診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室及び放射線治療病室等についてその旨を示す標識が付されていること。	＜確認方法＞ 室の名称が表示されていること。

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
		則30の5～ 則30の8の2	2.診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、診療用放射性同位元素使用室及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室については、人が常時出入りする出入口が１か所となっていること。	＜確認方法＞ ＊院内巡視の際に現場で確認
6-５	使用中の表示について必要な注意事項の掲示がされているか。	則30の20.２	1.エックス線装置を使用している時はエックス線診療室の出入口にその旨を表示していること。	＜確認方法＞ 使用中の表示がなされていること。
		則30の5 則30の5の2 則30の6	2.診療用高エネルギー放射線発生装置使用室及び診療用粒子線照射装置使用室、診療用放射線照射装置使用室の出入口に放射線発生時又は照射時に自動的にその旨を表示する装置が設けられていること。	＜確認事項＞ 装置と連動していること。（照射中の表示）
6-６	取扱者の遵守事項が守られているか。	則30の20.1.1	1.診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室又は廃棄施設においては作業衣等を着用して作業していること。また、作業衣を着用してみだりにこれらの室又は施設の外に出ないこと。	＜確認事項＞ ＊使用室出入口にロッカー・ハンガー掛け等があること。 ＊専用の作業衣・スリッパ等があること。
		則30の20.1.2～3	2.放射性同位元素により汚染された物をみだりに診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、廃棄施設又は放射線治療病室若しくは管理区域から持ち出さないこと。	2.①診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、廃棄施設又は放射線治療病室からみだりに持ち出していけない場合 （則第30条の26第６項参照） ②管理区域からみだりに持ち出してはいけない場合 （則第30条の26第６項）
6-７	放射線診療従事者の被ばく防止について適切な措置がとられているか。	則30の18.1	被ばくする線量が所定の実効線量限度及び等価線量限度を超えないような措置が講じられていること。	1.実効線量限度 （則第30条の27第１項） 2.等価線量限度 （則第30条の27第２項参照）

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
				3.実効線量限度及び等価線量限度の測定方法 ①外部被ばく 放射線測定用具（ガラスバッチ等）による測定が原則 位置は胸部（女子は腹部）が原則 ②内部被ばく ３月を超えない期間に１回が原則 厚生労働大臣の定める方法 （昭和63年厚生省告示第245号） （改正通知：平成12年厚生労働省告示第398号）
6-８	患者の被ばく防止について適切な措置がとられているか。	則30の19	放射線により、治療を受けている患者以外の入院患者が所定の実効線量を超えて被ばくしないようなしゃへい等の措置が講じられていること。	所定の線量限度 実効線量が３か月間につき1.3ミリシーベルト
6-９	診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素により治療を受けている患者に適当な表示を付しているか。	則30の20.2.2		＜確認方法＞ ＊表示場所：患者又はベット ＊表示内容：投与日時、患者氏名、投与責任者、ＲＩの種類、数量、形状等
6-10	放射線装置・器具・機器の使用または放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬・廃棄について認められた施設設備で使用､貯蔵､運搬又は廃棄をしているか。	則30の14		認められた使用室以外の使用については規則を参照のこと。

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
6-11	診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の管理が適切に行われているか。	則30の7	1.診療用放射線照射器具の紛失防止について適切な措置が取られていること。	＊治療を受けている患者の取扱い (ｱ)患者の治療病室又は使用室からの出入は責任者が診療上必要と認めた場合に限ること。 (ｲ)患者に対し紛失防止のための注意事項を指示し、治療病室等にその注意事項を掲示しておくこと。（特に便所の使用時に注意） ・診療用放射線照射器具を永久的に挿入された患者の退出について （平成15.3.13医薬安0313001号） ・放射性医薬品を投与された患者の退出について （平成10.6.30医薬安第７０号） ＜確認方法＞ ＊出納保管 (ｱ)保有している種類ごとに型式・個数・数量・購入年月日・許可又は届出年月日を記載した台帳を作成していること。 (ｲ)出庫の日時・型式・個数・数量・使用患者名・使用予定時間・取扱者名及び返還の日時・型式・個数・数量・取扱者名を記載した台帳を作成していること。 (ｳ)貯蔵庫は必ず施錠し責任者以外は解錠できないような体制をとっていること。
		則30の24	2.診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用廃止後の措置について適切な措置がとられていること。	＜確認事項＞ ＊３０日以内に次に掲げる措置を講じていること。 (ｱ)放射性同位元素による汚染を除去すること。 (ｲ)放射性同位元素によって汚染された物を譲渡し、又は廃棄すること。
6-12	放射線装置に所定の障害防止の方法が講じられているか。	則30 則30の2 則30の2の2 則30の3 則30の7の2	エックス線装置、診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、装置及び放射性同位元素装備診療機器について所定の障害防止の方法が講じられていること。	＜確認方法＞ ＊許可、届出時の書類で確認

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
6-13	必要な施設に閉鎖のための設備または器具を設けているか。	則30の7の2 則30の9 則30の11	1.放射性同位元素装備診療機器使用室、貯蔵施設、保管廃棄設備の外部に通ずる部分に閉鎖のための設備または器具を設けていること。	＜確認事項＞ ＊かぎその他の閉鎖のための設備又は器具が設けられていること。
			2.排液処理槽の上部開口部の周囲に人がみだりに立ち入らないよう柵等で区画され、その出入口に鍵そのほか閉鎖のための設備又は器具が設けられていること。	＜確認事項＞ ＊開口部はふたのできる構造、又はその周囲に人がみだりに立ち入らないようにするための柵その他の施設を設けていること。
6-14	診療用放射性同位元素使用室及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室に所定の設備が設けられ管理されているか。	則30の8～ 則30の8の2	1.出入口付近に汚染の検査に必要な放射線測定器、汚染除去に必要な器材及び洗浄設備並びに更衣設備が設けられていること。 2.準備室にフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは排気設備に連結されていること。また、洗浄設備を設けること。	＜確認事項＞ ＊汚染検査に必要な測定器（ハンドフットモニター等） ＊汚染除去に必要な機材（石鹸・たわし・ペーパータオル等） ＊洗浄設備（洗面・シャワー等） ＊更衣室が設けられていること。 ＊汚染検査に必要な測定器・設備の使用記録簿が作成されていること。
6-15	貯蔵箱等の貯蔵容器、運搬容器及び保管廃棄容器について所定の障害防止の方法がとられ、適切に管理されているか。	則30の9 則30の10 則30の11	1.貯蔵及び運搬時に１メートルの距離における実効線量率が100マイクロシーベルト毎時以下になるようにしゃへいされていること。	＜確認事項＞ ＊排気設備のフィルターの交換状況の確認
		則30の9.8ロ 則30の9.8ハ	2.貯蔵容器、運搬容器について、空気を汚染するおそれのある場合は気密構造となっていること。 また、液体状の場合はこぼれにくい構造で液体の浸透しにくい材料でできていること。	
		則30の9.8ニ	3.貯蔵容器、運搬容器または保管廃棄容器を示す標識が付されていること。	

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
6-16	廃棄施設について所定の障害防止の方法がとられ、適切に管理されているか。	則30の11.1.2のハ 則30の11.1.3のニ	1.排水設備において排液流出の調整装置が設けられていること。 2.排気設備において放射性同位元素によって汚染された空気のひろがりを急速に防止することのできる装置が設けられていること。	＜確認方法＞ ダンパ等排気流量調節装置等が連結され、正常に動作するか確認すること。
6-17	通報連絡網が整備されているか。	則30の25	事故発生に伴う連絡網並びに通報先等を記載した、通報基準や通報体制を予め定めていること。	＜確認方法＞ 事故発生に伴う連絡網の周知、掲示状況を確認等
6-18	移動型エックス線装置は適正に保管されているか。	則30の14	移動型エックス線装置に鍵のかかる保管場所又は鍵をかけて、移動させられないようないずれかの措置を講じていること。	＜確認方法＞ ＊許可、届出時の書類で確認
6-19	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用できる体制が確保されているか。	則28.1.4	1.放射線障害の防止に関する予防措置を講じていること。	①陽電子断層撮影診療に関する所定の研修を修了し、専門の知識及び経験を有する診療放射線技師を、陽電子断層撮影診療に関する安全管理に専ら従事させること。 ②放射線の防護を含めた安全管理の体制の確立を目的とした委員会等を設けること。 ③陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の取扱いに関し、陽電子断層撮影診療を担当する医師又は歯科医師と薬剤師との連携が十分に図られるよう努めることが望ましいこと。
		則28.1.5	2.陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用できる医師又は歯科医師を配置していること。	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する者として、以下に掲げるすべての項目に該当する医師又は歯科医師を１名以上配置していること。 ア当該病院又は診療所の常勤職員であること。 イ陽電子断層撮影診療に関する安全管理の責任者であること。 ウ核医学診断の経験を３年以上有していること。 エ陽電子断層撮影診療全般に関する所定の研修を修了していること。

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
7	広告違反行為はないか。	法6の5.1 法6の6 令3の2 則１の9 則１の10	1.医療法第6条の５に掲げる事項以外の事項を広告していないこと。 ①医師又は歯科医師である旨 ②診療科名 ③診療所の名称、電話番号、所在の場所を表示する事項、管理者の氏名 ④診療日、診療時間又は予約による診療の実施の有無 ⑤法令の規定に基づき一定の医療を担う者として指定を受けた診療所又は医師若しくは歯科医師である場合はその旨 ⑥入院設備の有無、病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他従業者の員数その他の診療所における施設、設備又は従業者に関する事項 ⑦診療に従事する医師等その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴等従業者に関する事項で厚生労働大臣が定めるもの ⑧患者・家族から医療に関する相談に応ずるための措置、医療安全確保のための措置、個人情報の適正な取扱いのための措置その他診療所の管理又は運営に関する事項 ⑨紹介することができる病院・診療所又はその他の保健医療・福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と病院・診療所の間における施設、設備又は器具の共同利用の状況・連携に関する事項 ⑩診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供等に関する事項 ⑪提供される医療の内容に関する事項(検査、手術その他治療の方法等医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの) ⑫患者の平均入院日数、平均的な外来・入院患者数その他医療提	＜確認方法＞ 病院の玄関の広告板等に医療法第６条の５に規定される以外の広告事項がないことを院内巡視の際に確認 ＊広告できる診療科名 １．医業 （１）内科、外科 （２）内科又は外科と次に定める事項とを省令の定めにより組み合わせた名称（不合理な組み合わせとして省令で定めるものを除く。） ①頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌若しくは代謝又はこれらを構成する人体の部位、器官、臓器若しくは組織若しくはこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の一部であって省令で定めるもの ②男性、女性、小児若しくは老人又は患者の性別若しくは年齢を示す名称であって、これらに類するものとして省令で定めるもの ③整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療若しくは疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち、医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として省令で定めるもの ④感染症、腫瘍、糖尿病若しくはアレルギー疾患又はこれらの疾病若しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態であって、省令で定めるもの （３）上記以外の診療科名 ①精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、臨床検査科、救急科 ②①に掲げる診療科名と（２）に定める事項とを省令の定めにより組み合わせた名称（不合理な組み合わせとして省令で定めるものを除く。） ＊産婦人科は産科又は婦人科に、放射線科は放射線診断科又は放射線治療科に代替え可能

項目番号	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			供の結果に関する事項であってその他厚生労働大臣が定めるもの ⑬上記に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項 ※厚生労働省が定める事項 「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成19年厚生労働省告示第108号）	＊麻酔科については、許可を受けた従事する医師又は歯科医師の氏名を併せて広告すること。 ＊改正により広告が認められなくなった診療科名（※経過措置あり） ・神経科、呼吸器科、消化器科、胃腸科循環器科、皮膚泌尿器科、性病科、肛門科、気管食道科 ※経過措置 改正により広告することが認められなくなった診療科名については、看板の書き換え等、広告の変更を行わない限り、引き続き広告することが可能 ２．歯科医業 (1) 歯科 (2) 歯科と次に定める事項とを省令の定めにより組み合わせた名称（不合理な組み合わせとして省令で定めるものを除く。） ①小児又は患者の年齢を示す名称であって、これに類するものとして省令で定めるもの ②矯正若しくは口腔外科又はこれらの分野に属する歯科医学的処置のうち、歯科医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として省令で定めるもの ※「広告可能な診療科名の改正について」（平成20年医政発第0331042号） ※広告が可能な医師等の専門性に関する資格名等について（平成19年医政総発第0618001号） ※「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針（医療機関ホームページガイドラインについて）」 (H24.9.28医政発第0928第1号)
		法6の5.3	2.広告の内容が虚偽にわたってはならないこと。	＜確認方法＞ 病院の玄関の広告板等を院内巡視の際に確認 ①他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならない。 ②誇大な広告を行ってはならない。 ③客観的事実であることを証明することができない内容の広告を行ってはならない。 ④公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告を行ってはならない。
		法6の5.4 則1の9	3.厚生労働省令で定める広告の内容及び方法の基準に違反しないこと。 ※「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(医療広告ガイドライン)」の改正について厚生労働省医政局長通知（平成25年9月27日付医政発0927第4号）	

構　造　設　備　基　準

１　病室等

区分	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
１	病　室 定められた構造になっているか。	則16.1.3 ～則16.1.5 則16.2 則附則５条	1.患者定員に見合う床面積を有していること。	①内法による測定で、患者１人につき６．４㎡以上となっていること。 ②療養病床に係る一の病室の病床数は、４床以下となっていること。 ③小児だけを入院させる病室の床面積は、上記の床面積の２／３以上とすることができる。ただし、一の病室の床面積は６．３㎡以下であってはならない。 （経過措置） ①既存病院建物内の療養病床又は、経過的旧療養型病床群に係る病室以外の病室の床面積は、内法による測定で患者１人を入院させるものにあっては６．３㎡以上、患者２人以上を入院させるものにあっては、患者１人につき４．３㎡以上となっていること。 ②平成１２年３月３１日までに療養型病床群に転換したものについては、１人につき６㎡（建築基準法施行令第２条第１項第３号の算定方法による。）以上となっていること。
			2.機械換気設備については、結核病室、感染症病室又は病理細菌検査室の空気が風道を通じて他の部分へ流入しないようにすること。	
２	精神病室 医療及び保護のために必要な方法がとられているか。	則16.1.6	精神病室の設備については、精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために必要な方法を講じること。	必要な方法の例 （昭44.6.23衛発第431号参照） ①自傷他害のおそれがある者を入院させるための保護室を設置すること。 ②保護室は、採光、換気、通風、冷暖房等の環境条件には特に考慮すること。 ③合併症（結核、感染症）病棟は、他としゃ断し、病棟配膳、病棟消毒を行う等の方法により感染を防止すること。

区分	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
3	結核病室 感染予防のための必要な方法がとられているか。	則16.1.7 則16.1.12	・病院の他の部分及び外部に対して感染予防のためにしゃ断その他必要な方法を講じていること。	その他必要な方法 医療・看護用具、被服、寝具、汚染物、食器等の消毒設備が設けられていること。
4	感染症病室 感染予防のための必要な方法がとられているか。	則16.1.7 則16.1.12	・病院の他の部分及び外部に対して感染予防のためにしゃ断その他必要な方法を講じていること。	その他必要な方法 医療・看護用具、被服、寝具、汚染物、食器等の消毒設備が設けられていること。
5	放射線治療病室 定められた構造になっており、かつ､適正に管理されているか。	則30の12.1.1 則30の12.1.2 則30の12.1.3	※診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院 1.画壁等の外側が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。（ただし､画壁等の外側を人が通行等できない場合を除く。） 2.放射線治療病室である旨の標識が付されていること。 3.汚染除去のための所定の方法が講じられていること。（ただし、診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを収容する放射線治療病室においては適用しない。）	1.所定の線量限度 実効線量が１週間につき１ミリシーベルト以下 3.汚染除去のための所定の方法 （則第30条の8第6号～第8号参照）
6	診察室・処置室 整備されているか。	法21.1.2 法21.1.4 則20.1.1 則20.1.4	1.診療科ごとに専門の診察室を有していること。（ただし､１人の医師が同時に２以上の診療科の診療に当たる場合その他特別な事情がある場合を除く。）	

区分	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			2.処置室は、なるべく診療科ごとにこれを設けることとする。（ただし、場合により２以上の診療科についてこれを兼用し、又は診療室と兼用することができる。）	2.兼用する場合は、処置の内容、プライバシーの保護等に十分配慮すること。
7	手術室 整備され､かつ、必要な設備が設けられているか。	法21.1.3 則16.1.1 則20.1.2 則20.1.3	※手術室を有すべき病院 外科、整形外科、美容外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院	
			1.手術室は、なるべく準備室を附設しじんあいの入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房及び照明の設備を有し、清潔な手洗いの設備を附属して有しなければならないこと。 2.起爆性のある麻酔ガスの使用に当たっては危害防止上必要な方法を講じること。	1.不浸透質のもの（陶製タイル､テラゾー､プラスチックなど）床の構造が電導床である場合又は湿度調整の設備を有する場合は必ずしも必要でない。
8	分娩室及び新生児に必要な施設が整備されているか。	法21.1.10	・産婦人科又は産科を有する病院にあっては分娩室及び新生児の入浴施設（沐浴室及び浴槽）を有しており、適正な構造になっていること。	・沐浴室は専用であることが望ましいが、分娩室等と適宜仕切られるような構造であってもよい。
9	臨床検査施設 整備され､かつ、必要な設備が設けられているか。	法21.1.5 則16.1.15 則16.1.16 則20.1.5 則20.1.6	1.血液、尿、喀痰、糞便等について、通常行われる臨床検査に必要な設備が設けられていること。	1.検体検査の業務を委託する場合にあっては、当該検査に係る設備を設けないことができる。ただし、休日・夜間や救急時の体制が確保されていること。また、生理学的検査を行う場所は原則として病院又は診療所等医業の行われる場所に限定されるものであること。（H13.2.22医政発第125号参照）

区分	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			2.火気を使用する場所には防火上必要な設備が設けられていること。	
１０	調剤所 整備され､かつ、必要な施設、設備が設けられているか。	法21.1.7 則16.1.14	1.調剤所の採光及び換気が十分で、かつ、清潔が保たれていること。 2.冷暗所が設けられていること。 3.調剤に必要な器具を備えていること。	
１１	給食施設 定められた構造になっており、かつ、必要な施設、設備が設けられているか。	法20 法21.1.8 則20.1.8 則20.1.9	1.入院患者のすべてに給食することのできる施設を有していること。 2.床は耐水材料で作られ、洗浄及び排水又は清掃に便利な構造となっていること。 3.食器の洗浄消毒設備が設けられていること。 4.病毒感染の危険のある患者の用に供した食器について他の患者の食器と別個に消毒する設備となっていること。	・調理業務又は洗浄業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る設備を設けないことができる。ただし、再加熱等の作業に必要な設備については設けなければならない。 （H13.2.22医政発第125号参照）
１２	歯科技工室 必要な設備が設けられているか。	則16.1.13	※歯科技工室を有する病院 防じん設備及び防火設備が設けられていること。	
１３	階数及び規模に応じた建物の構造 定められた基準に適合しているか。	則16.1.2	1.３階以上の階に病室を設けている場合は主要構造部が耐火構造となっていること。 2.放射線治療病室以外は、地階に病室を設けていないこと。	

区分	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
１４	階段 定められた基準に適合しているか。	則16.1.8 則16.1.9	※第２階以上の階に病室を有する病院 1.患者の使用する屋内直通階段が２以上設けられていること。〔ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は第２階以上の各階における病室の床面積の合計が、それぞれ５０㎡（主要構造部が耐火構造であるか又は不燃材料で造られている建築物にあっては１００㎡）以下のものについては患者の使用する屋内の直通階段を一とすることができる。〕 2.階段及び踊場の幅は内法１．２m以上、けあげは０．２m以下、踏面は０．２４m以上となっており、適当な手すりが設けられていること。	
１５	避難階段 定められた基準に適合しているか。	則16.1.10	※第３階以上の階に病室を有する病院 避難に支障がないように２以上の避難階段が設けられていること。（ただし、患者の使用する屋内の直通階段を建築基準法施行令第１２３条第１項に規定する避難階段としての構造とした場合は、その数だけ避難階段の数に算入することができる。）	
１６	廊下 定められた基準に適合しているか。	則16.1.11	1.精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8m以上（両側に居室のある廊下は2.7m以上）となっていること。 ただし、大学附属病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）及び１００床以上で内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科（令第3条の2第1項第1号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病	・平成１３年３月１日における既存病院建物内の患者が使用する廊下幅は、内法による計測で1.2m以上（両側に居室のある廊下は１．６m以上）となっていること。 （H13.1.31厚生労働省令第８号則附則第８条）

区分	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			院であって、精神病床を有する病院を除く。 2.１以外の廊下の幅は内法による測定で、1.8m以上（両側に居室のある廊下は、2.1m以上)となっていること。	
１７	便　所 適正な構造になっているか。	法20	1.清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなくてはならない。	便所の構造 採光及び換気のため直接外気に接する窓を設けること。(ただし、水洗便所でこれに代わる設備をしたときはこの限りでない。)
１８	消毒施設 定められた基準に適合しているか。	法21.1.12 法21.3 則16.1.12 則21.1.1 則21.2.1 県条例7.1.1	1.蒸気、ガス若しくは薬品を用い又は､その他の方法により入院患者及び職員の被服､寝具等の消毒を行うことができるものであること。	1.消毒を行う施設 蒸気消毒装置、ホルムアルデヒド、ガス消毒装置等 2.繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。
１９	洗濯施設 設けられているか。	法21.1.12 法21.3 則21.1.1 県条例7.1.1	1.洗濯施設が設けられていること。	1.寝具 布団、毛布、シーツ、枕、包布等 2.寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。
２０	機能訓練室 定められた基準に適合しているか。	法21.1.11 則20.1.11 則附則21	1.療養病床を有する病院にあっては、１以上の機能訓練室は面積40㎡以上（内法）あること。 また、必要な機器、器具を備えていること。	1.既存病院建物内に療養病床又は経過的旧療養病床群を有する病院については、機能訓練を行うために十分な広さを有すること。(則附則第２１条参照)
２１	談話室 定められた基準に適合しているか。	法21.1.12 法21.3 則21.1.2 則附則22 県条例7.1.2 県条例附則4	1.療養病床を有する病院にあっては、患者同士又は患者とその家族が談話を楽しめる広さとなっていること。（食堂等との共用は可能）	1.平成１２年３月３１日までに療養型病床群に転換したものについては、談話室がなくても可。 （則附則第２２条）

区分	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
２２	食　堂 定められた基準に適合しているか。	法21.1.12 法21.3 則21.1.3 則附則22 県条例7.1.3 県条例附則4	1.療養病床を有する病院にあっては、療養病床の入院患者１人につき１㎡以上の広さとなっていること。	1.平成１２年３月３１日までに療養型病床群に転換したものについては、食堂がなくても可。 （則附則第２２条）
２３	浴室 定められた基準に適合しているか。	法21.1.12 法21.3 則21.1.4 則附則22 県条例7.1.4 県条例附則4	1.療養病床を有する病院にあっては、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっていること。	1.平成１２年３月３１日までに療養型病床群に転換したものについては、浴室がなくても可。 （則附則第２２条）

２　放射線装置及び同使用室

区分	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
１	エックス線装置及び同診療室 所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられ､かつ､管理されているか。	法21.1.6 則20.1.7	※エックス線装置を有すべき病院 内科、心療内科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、泌尿器科、リハビリテーション科及び放射線科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院。	
		則30	1.防護措置 エックス線装置に所定の障害防止の方法が講じられていること。	1.所定の障害防止の方法 （則第30条）
		則30の4	2.壁の構造 画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。	2.所定の線量 ①１ｍＳｖ／１週間 ②画壁等 天井、床及び周囲の画壁をいう。（ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。）
		則30の4	3.操作する場所 エックス線装置を操作する場所は、エックス線診療室と別室になっていること。（ただし、所定の箱状のしゃへい物を設けたとき、近接撮影を行うとき等の場合で必要な防護物を設けたときは、この限りでない。）	
		則30の4	4.標識 エックス線診療室である旨を示す標識が付されていること。	
２	診療用高エネルギー放射線発生装置及び同使用室	則30の2	※診療用高エネルギー放射線発生装置を有する病院 1.防護措置 診療用高エネルギー放射線発生	1.当該使用室出入口が開放されているとき、放射線の発生を遮断するインター

区分	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
	所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられ､かつ､管理されているか。	則30の5	装置に所定の障害防止の方法が講じられていること。 2.壁の構造 画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。 3.出入口 人が常時出入する出入口が１ヶ所で、その出入口には放射線発生時に自動的にその旨を表示する装置が設けられていること。 4.標識 使用室である旨を示す標識が付されていること。	ロックを設けること。（則第30条の２第４号） 2.所定の線量 ①１ｍＳｖ／１週間 ②画壁等 天井、床及び周囲の画壁をいう。（ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。）
３	診療用粒子線照射装置及び同使用室		※診療用粒子線照射装置を有する病院	
		則30の2の2	1.防護措置 診療用粒子線照射装置に所定の障害防止の方法が講じられていること。	1.当該使用室出入口が開放されているとき、放射線の照射を遮断するインターロックを設けること。（則第30条の2の2第4号）
	所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられ､かつ､管理されているか。	則30の5の2	2.壁の構造 画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。 3.出入口 人が常時出入する出入口が１ヶ所で、その出入口には放射線照射時に自動的にその旨を表示する装置が設けられていること。 4.標識 使用室である旨を示す標識が付されていること。	2.所定の線量 ①１ｍＳｖ／１週間 ②画壁等 天井、床及び周囲の画壁をいう。（ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。）

区分	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
4	診療用放射線照射装置及び同使用室 所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられ、かつ、管理されているか。	 則30の3 則30の6	※診療用放射線照射装置を有する病院 1.防護措置 診療用放射線照射装置に所定の障害防止の方法が講じられていること。 2.主要構造部等 使用室の主要構造部等は耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっていること。 3.画壁の構造 画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。 4.出入口 人が常時出入する出入口は、１ヵ所で、その出入口には放射線発生時に自動的にその旨を表示する装置が設けられていること。 5.標識 使用室である旨を示す標識が付されていること。 6.装置の紛失防止を容易にするため、突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすき間の少ないものとされていること。	 1.所定の障害防止装置が講じられている但し書きの装置の操作以外にあっては、当該照射装置の照射口は、当該使用室の室外から遠隔操作によって開閉できるものであること。　（則第30条の３第３項） 2.①主要構造部等（建築基準法第２条第５号に規定する主要構造部並びに当該使用室を区画する壁及び柱をいう。以下同じ。） ②耐火構造又は不燃材料（建築基準法第２条第９号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。） 3.所定の線量 ①１ｍＳｖ／１週間 ②画壁等 天井、床及び周囲の画壁をいう。（ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。）
5	診療用放射線照射器具使用室 所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設	 則30の7	※診療用放射線照射器具を有する病院 1.画壁の構造 画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になる	 1.所定の線量 ①１ｍＳｖ／１週間 ②画壁等

区分	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
	けられ、かつ、管理されているか。		ようにしゃへいされていること。 2.出入口 人が常時出入する出入口は、１ヵ所となっていること。 3.標識 使用室である旨を示す標識が付されていること。 4.器具の紛失防止 器具の紛失発見を容易にするため、突起物、くぼみ及び仕上げ材の目地等のすき間の少ないものとされていること。	天井、床及び周囲の画壁をいう。（ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。）
6	放射性同位元素装備診療機器使用室 所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられているか。	則30の7の2	※放射性同位元素装備診療機器を有する病院 1.主要構造部等 使用室の主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっていること。 2.外部に通ずる部分 外部に通ずる部分には閉鎖のための設備又は器具が設けられていること。 3.標識 使用室である旨を示す標識が付されていること。 4.予防措置 骨塩定量分析装置と輸血用血液照射装置に関しては、実効線量が３月間に１．３ミリシーベルト以下となるようなしゃへい物又は間仕切りを設けるなど予防措置を講じ、管理区域を明確にすること。	

区分	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
7	診療用放射性同位元素使用室 所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられ､かつ､管理されているか。	 則30の8	※診療用放射性同位元素を有する病院 1.主要構造部等 使用室の主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっていること。（ただし、所定の数量以下の診療用放射性同位元素を使用する場合は、この限りでない。） 2.部屋の区画 準備室と診療室が区画されていること。 3.画壁の構造 画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。 4.出入口 人が常時出入する出入口は、１ヶ所となっていること。 5.標識 使用室である旨を示す標識が付されていること。 6.内部の壁等の構造 ①内部の壁、床等は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造となっていること。 ②内部の壁、床等の表面は、平滑であり気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げられていること。 7.出入口に設けるもの 出入口付近に汚染の検査に必要な放射線測定器、汚染除去に必要な器材及び排水設備に連結した洗浄設備並びに更衣設備が設けられていること。	 1.所定の線量 （則別表第２） 2.準備室（診療用放射性同位元素の調剤等を行う室） 3.所定の線量 ①１ｍＳｖ／１週間 ②画壁等 天井、床及び周囲の画壁をいう。（ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。）

区分	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			8.準備室に設けるべきもの ①準備室には排水設備に連結した洗浄設備が設けられていること。 ②準備室にフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置は排気設備に連結されていること。	
8	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられ､かつ､管理されているか。	則30の8の2	※陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院 1.主要構造部等 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の主要構造部等は、耐火構造又は不燃材料を用いた構造となっていること。 2.部屋の区画 準備室、診療室、待機室が区画されていること。待機室を有しないことが認められた施設については、待機室に準ずる場所を設定していること。 3.画壁の構造 画壁等は、その外側における実効線量が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。 4.出入口 人が常時出入する出入口は、１ヶ所となっていること。 5.標識 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室である旨を示す標識が付されていること。 6.撮影装置操作場所 陽電子放射断層撮影装置の操作場所を陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の外部に設けていること。	1.所定の線量 （則別表第２） ①準備室（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の調剤等を行う室） ②診療室（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いて診療を行う室） ③待機室（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与された患者等が待機する室） 3.所定の線量 ①１ｍＳｖ／１週間 ②画壁等 天井、床及び周囲の画壁をいう。（ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。）

区分	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			7.内部の壁等の構造 ①内部の壁、床等は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造となっていること。 ②内部の壁、床等の表面は、平滑であり気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げられていること。 8.出入口に設けるもの 出入口付近に汚染の検査に必要な放射線測定器、汚染除去に必要な器材及び排水設備に連結した洗浄設備並びに更衣設備が設けられていること。 9.準備室に設けるべきもの ①準備室には排水設備に連結した洗浄設備が設けられていること。 ②準備室にフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは、その装置は排気設備に連結されていること。	
9	貯蔵施設 所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられ､かつ､管理されているか。	則30の9	※診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院 1.部屋の区画 貯蔵施設は、貯蔵室、貯蔵箱等外部と区画された構造のものとなっていること。 2.画壁の構造 貯蔵施設の外側における実効線量が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。 3.主要構造部等 貯蔵室の主要構造部等は、耐火構造でその開口部には特定防火	2.所定の線量 ①１ｍＳｖ／１週間 ②画壁等 天井、床及び周囲の画壁をいう。（ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。） 3.特定防火設備に該当する防火戸 建築基準法施行令第112条第１項に規定するもの。

区分	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			設備に該当する防火戸が設けられていること。（ただし、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵する場合は、この限りでない。） 4.貯蔵箱等 貯蔵箱等は、耐火性の構造となっていること。（ただし、診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵している場合は、この限りでない。） 5.出入口 人が常時出入する出入口は、１ヶ所となっていること。 6.外部に通ずる部分 外部に通ずる部分に、かぎその他閉鎖のための設備又は器具が設けられていること。 7.標識 貯蔵施設である旨を示す標識が付されていること。 8.貯蔵容器 ①貯蔵容器は、貯蔵時において１メートルの距離における実効線量率が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。 ②空気を汚染するおそれのある状態にある診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器は、気密な構造となっていること。また、液体状の診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を入れる貯蔵容器はこぼれにくい構造であり、かつ、液体の浸透しにくい材料が用いられていること。 ③貯蔵容器にその旨を示す標識が付され、かつ、貯蔵する診療用	8.所定の線量率 100マイクロシーベルト毎時

区分	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			放射線照射装置若しくは診療用放射線照射器具に装備する放射性同位元素又は貯蔵する診療用放射線同位元素若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類及び数量が表示されていること。	
			9.受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染のひろがりを防止するための設備又は器具が設けられていること。	
１０	運搬容器 所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられ､かつ､管理されているか。	 則30の10	※診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を院内で運搬して使用する病院 1.診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を運搬する容器は、所定の要件を備えていること。	 所定の要件 （則第30条の9第8号イ～ニ）
１１	廃棄施設 所定の障害防止の方法等適正な施設・設備が設けられ､かつ､管理されているか。	 則30の11	※診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院 1.画壁の構造 廃棄施設の外側における実効線量が所定の線量以下になるようにしゃへいされていること。	 1.所定の線量当量 ①１ｍＳｖ／１週間 ②画壁等 天井、床及び周囲の画壁をいう。（ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合、人が通行し、又は滞在しない措置が講じられている場合を除く。）
			2.廃液中濃度 排水口における排液中の放射性同位元素の濃度を所定の濃度限度以下とする能力を有していること。	2.所定の濃度限度 排水口（排水監視設備を設けた場合は境界）において則第30条の26第１項に定める能力
			3.排水設備 排水設備は、排液の漏れにくい構造であり浸透しにくく、か	3.排水設備（排水管、排液処理槽、その他液体状の診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された液

区分	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			つ、腐食しにくい材料が用いられていること。	を排水し又は浄化する一連の設備）
			4.廃液処理槽 ①排液処理槽は、排液採取又は排液中の放射性同位元素の濃度測定ができる構造であり、かつ、排液流出の調節装置が設けられていること。	
			②排液処理槽の上部開口部はふたのできる構造となっていること又はその周囲に人がみだりに立ち入らないよう柵その他の施設が設けらていること。	
			5.標識 排水管及び排液処理槽並びに人がみだりに立ち入らないための柵等を設けた場合の出入口付近に排水設備である旨を示す標識が付されていること。	
			6.排気設備 ①排気設備は、排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を所定の濃度限度以下とする能力を有していること。	6.診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する病院 （則第30条の11第１項第３号ただし書に規定する場合を除く。） ①排気設備（排風機、排気浄化装置、排気管、排気口等気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染された空気を排気し又は浄化する一連の設備） ②所定の濃度限度 排気口（排気監視設備を設けた場合は病院の境界）において則第30条の26第１項に定める能力
			②排気設備は、人が常時立ち入る場所における空気中の放射性同位元素の濃度を所定の濃度限度以下とする能力を有していること。	6-②所定の濃度限度 （則第30条の26第 1項及び２項に定める限度）
			③排気設備は、気体が漏れにくい構造であり、腐食しにくい材料が用いられていること。	

区分	項　　目	根拠法令等	摘　　要	備　　考
			7.標識 排気浄化装置、排気管及び排気口に排気設備である旨を示す標識が付されていること。	
			8.保管廃棄設備 保管廃棄設備は、外部と区画された構造となっていること。	8.保管廃棄設備 医療用放射性汚染物を保管廃棄する設備。
			9.外部に通ずる部分 保管廃棄設備の外部に通ずる部分に鍵その他閉鎖のための設備又は器具が設けられていること。	
			10.保管廃棄設備の構造 空気を汚染するおそれのある状態にある物を入れる保管廃棄の容器は気密な構造であること。また、液体状の診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を入れる保管廃棄の容器は、こぼれにくい構造であり、かつ、浸透しにくい材料で作られていること。	（注）陽電子断層撮影診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物のみを廃棄する場合、これら以外の物が混入又は付着しないように封及び表示をし、７日間を超えて管理区域内の廃棄施設において保管廃棄する場合に限り、保管廃棄設備を設けることを要しない。（則第30条の11第1項第6号及び第4項並びに平成16年厚生労働省告示306号）
			11.保管廃棄設備である旨を示す標識が付されていること。	(注)廃棄物については、厚生労働大臣が指定した者（日本アイソトープ協会）へ、その処理を委託できる。（則第30条の14の２）